

官報 号外

昭和六十二年九月十八日

○第百九回国参议院会议録第十二号

昭和六十二年九月十八日(金曜日)

午後七時四十三分開議

○議事日程 第十二号

昭和六十二年九月十八日

午後三時開議

- 第一 民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)
- 第二 旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案(衆議院提出)
- 第三 労働基準法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)
- 第四 円高不況及び雇用不安対策に関する請願
- 第五 教育費の父母負担の軽減と教育の機会均等の拡充に関する請願
- 第六 書道教育振興に関する請願(二件)
- 第七 鉄道・航空運賃の身体障害者割引制度の内部障害者への適用拡大に関する請願(十一件)

○本日の会議に付した案件

- 一、日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案(嶋崎均君外十七名発議)(委員会審査省略要求事件)
- 一、日程第一
- 一、外国人登録法の一部を改正する法律案(第

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

議事日程追加の件 日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

一、日程第二及び第三

- 一、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(第百七回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)
- 一、精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)
- 一、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(衆議院提出)
- 一、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(衆議院提出)
- 一、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

一、日程第四より第七までの請願及び小規模障害者作業所等の助成に関する請願外九十五件の請願

- 議長(藤田正明君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。
- 嶋崎均君外十七名発議に係る日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。まず、発議者の趣旨説明を求めます。嶋崎均君。

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

発議者

嶋崎 均

遠藤 政夫

本岡 昭次

太田 淳夫

土屋 義彦

井上 吉夫

小山 一平

多田 省吾

栗林 卓司

賛成者

青木 幹雄

大塚清次郎

久世 公堯

田辺 哲夫

長谷川 信

本村 和喜

及川 一夫

中野 明

西村 尚治

中西 一郎

山本 富雄

仲川 幸男

佐藤栄佐久

鈴木 和美

伏見 康治

参議院議長 藤田 正明殿

成相 善十

倉田 寛之

浜本 万三

井上 計

梶木 又三

中村 太郎

対馬 孝且

塩出 啓典

上杉 光弘

木宮 和彦

斎藤 文夫

高橋 清孝

松浦 孝治

青木 薪次

鶴岡 洋

山内 一郎

初村滝一郎

嶋山威一郎

岩崎 純三

浦田 勝

安恒 良一

黒柳 明

中野 鉄造

「嶋崎均君登壇、拍手」

○嶋崎均君 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案に係る日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案につきまして、提案者を代表して趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

日中共同声明により日中兩國間の国交が正常化されて以来今日まで、日中平和友好条約の締結をはじめ、兩國間の友好関係が広汎多岐にわたり着実に進展してきたことは、国民とともに慶賀にたえない。

政府は、本年、日中国交正常化十五周年を迎えるに当たり、日中関係の重要性にかんがみ、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、兩國友好親善の一層の増進を図るため、最大の努力をいたすべきである。

右決議する。

以上であります。

昭和四十七年九月二十九日の日中共同声明により兩國間の国交が正常化され、本年で十五周年に

二八七

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案 民法等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 二八八

なります。この間、両国の友好関係は、両国国民と政府のたゆまぬ努力により着実な進展を遂げ、アジアの安定と繁栄、さらに世界の平和に寄与してきたのであります。

この決議案は、日中間の重要性にかんがみ、政府に対して、今後とも両国の友好親善関係を一層推進するため、日中共同声明及び日中平和友好条約にうたわれた諸原則及び精神を常に念頭に置き、これに基づいて最大の努力をいたすよう要請するものであります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。中曾根内閣総理大臣。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) ただいまの御決議に對して所信を申し上げます。

政府といたしましては、ただいま採決された御決議の趣旨を十分に体しまして、今後とも、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、日中友好関係の維持発展に最大限の努力を払ってまいる所存であります。(拍手)

○議長(藤田正明君) 日程第一 民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)及び本日委員長から報告書が提出されました

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)を日程に追加し、両案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長三木忠雄君。

審査報告書

民法等の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十日

法務委員長 三木 忠雄

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほか、子の利益のため特に必要がある場合において、家庭裁判所が、審判により、婚姻障害を除き実親側との親族関係を終了させて養父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、併せて、親族

関係の変更に伴う氏の変更に関する規定の整備等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十七日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法明治二十九年法律第八十九号の第一部を次のように改正する。

目次中「第四款 離縁」を「第四款 離縁 第五款 特別養子」に改める。

第七百三十四条に次の一項を加える。

第八百七十七条の九の規定によつて親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

第七百三十五条後段中「第七百二十八条」の下に「又は第八百七十七条の九」を加える。

第七百九十一条第一項中「許可を得て」の下に「戸籍法の定めるところにより届け出ること」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「従前の氏」を「戸籍法の定めるところによ

り届け出ることによつて、従前の氏」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父母の氏を称することができる。

第七百九十五条及び第七百九十六条を次のように改める。

第七百九十五条 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十六条 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

第七百九十七条に次の一項を加える。

法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。

第八百六条の次に次の二条を加える。

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知つた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

詐欺又は強迫によつて第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。

前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によつて第七百九十七条第二項の同意をした者にこれを準用する。

第八百十條に次のただし書を加える。
ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。

第八百一十一條第六項中「養親」を「縁組の当事者の一方」に、「養子」を「生存当事者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八百一十一條の二 養親が夫婦である場合において未成年者と離縁をするには、夫婦がともにしなければならぬ。ただし、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

第八百一十三條第一項中「及び第八百一十一條」を「第八百一十一條及び第八百一十一條の二」に改める。
第八百一十四條第一項中「左の」を「次の」に、

「訴え」を「訴え」に改め、同項第二号中「養子」を「他の一方」に、「明か」を「明らか」に改める。
第八百十六條に次のただし書を加える。

ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない。

第八百十六條に次の一項を加える。

縁組の日から七年を経過した後前項の規定によつて縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、離縁の際に稱していた氏を稱することができる。

第四編第三章第二節に次の一款を加える。

第五款 特別養子

第八百十七條の二 家庭裁判所は、次条から第八百十七條の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(この款において「特別養子縁組」という)を成立させることができる。

前項に規定する請求をするには、第七百九十四條又は第七百九十八條の許可を得ることを要しない。

第八百十七條の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならぬ。

夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く)の養親となる場合は、この限りでない。
第八百十七條の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親と

なる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

第八百十七條の五 第八百十七條の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であつて六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

第八百十七條の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意をしなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

第八百十七條の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとす。

第八百十七條の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならぬ。

前項の期間は、第八百十七條の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

第八百十七條の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によつて終了する。ただし、第八百十七條の三第二項

ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。
第八百十七條の十 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は檢察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 実父母が相当の監護をすることができること。

離縁は、前項の規定による場合のほか、これをすることができない。
第八百十七條の十一 養子と実父母及びその血族との間においては、離縁の日から、特別養子縁組によつて終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。

(家事審判法の一部改正)

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項甲類第六号中「第二項」を「第三項」に改め、同項甲類第八号の次に次の一号を加える。

八の二 民法第八百十七條の二及び第八百十七條の十の規定による縁組及び離縁に

関する処分

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
第十九條第二項中「第七百九十一條第三項」を「第七百九十一條第四項」に改め、同条第三項中「の規定によつて離婚又は婚姻」を「又は同法第

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 民法等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件

八百十六條第二項(同法第八百八條第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚若しくは婚姻の取消し又は離婚若しくは縁組に、「ときは、その者」を「とき、又はその者を筆頭に記載した戸籍に在る者が他にあるときは、その届出をした者」に改める。

第二十條の二の次に次の一條を加える。
第二十條の三 第六十八條の二の規定によつて縁組の届出があつたときは、まず養子について新戸籍を編製する。ただし、養子が養親の戸籍に在るときは、この限りでない。

第十四條第三項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
第六十七條を次のように改める。
第六十七條 削除

第六十八條の次に次の一條を加える。
第六十八條の二 第六十三條第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第四章第四節中第六十九條の次に次の一條を加える。
第六十九條の二 第七十三條の二の規定は、民法第八百八條第二項において準用する同法第八百十六條第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第七十二條中「養子」を「生存当事者」に改める。
第七十三條に次の一項を加える。
第七十五條第二項の規定は、檢察官が離婚の裁判を請求した場合に準用する。
第四章第五節中第七十三條の次に次の一條を加える。

第七十三條の二 民法第八百十六條第二項の規定によつて離婚の際に稱していた氏を稱しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。
第九十八條中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

民法第七百九十一條第二項の規定によつて父母の氏を稱しようとする者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならない。
第九十九條中「第七百九十一條第三項」を「第七百九十一條第四項」に、「又は第二項」を「第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の者に配偶者がある場合には、配偶者とともに届け出なければならない。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第二條 改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法の規定によつて生じた効力を妨げない。
(縁組の取消しに関する経過措置)
第三條 新法第八百六條の二及び第八百六條の三の規定は、この法律の施行前にした縁組には適用しない。

(離婚等の場合の氏に関する経過措置)
第四條 この法律の施行前三月以内に離婚をし、

又は縁組が取り消された場合における新法第八百十六條第二項(新法第八百八條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第八百十六條第二項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から三箇月以内」とする。

審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年九月十八日

法務委員長 三木 忠雄

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、外国人登録制度の適正化及び合理化を図るため、登録等の申請をする場合における指紋の押なつは原則として最初の申請の場合に限るとともに、在留の資格が確認されていない者等について市町村長による登録事項の確認の期間を短縮することができることとし、併せて登録証明書の引替交付及び代理受領に関する規定の整備等を行おうとするものであつて、

おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をなすべきである。

一 我が国の置かれてゐる国際的環境及び在日外国人の人権等を考慮し、当委員会における政府答弁を踏まえ、今後引き続き、多年にわたり在留する外国人の立場を配慮しつつ、外国人登録制度の在り方及び指紋押なつたの代替措置等、その基本的問題について検討を加え、改善を図ること。

二 外国人登録証明書の携帯義務及び提示義務に関する規定の適用については、指導に重点を置くとともに、個人の生活様態、青少年の教育にも配慮し常識的かつ弾力的に行うこと。

三 旧法下における指紋押なつ拒否者に対する行政上、刑事上の措置に関しては、法改正の趣旨及び具体的事情を勘案し、人道的立場に立つた柔軟な対応を行うこと。

四 法執行に当たつては、関係地方自治団体の意見を十分に尊重すること。
右決議する。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつてこれを交付する。
昭和六十二年九月四日

参議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

外国人登録法の一部を改正する法律案
外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 写真二葉

第四条第一項第十四号を次のように改める。

十四 在留の資格(入管法に定める在留資格、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)に定める在留することができ得る資格及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)に定める永住することができ得る資格をいう。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 外国人は、第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項若しくは第二項の変更の登録の申請を行う場合において、その所持する登録証明書の第八条第三項(第九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する記載を行う欄の全部に記載がされているとき、又は当該変更の登録が第四条第一項第三号若しくは第六号に掲げる事項に係るときは、その所持する登録証明書を返納するとともに、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録証明書の引替交付の申請を併せてしなければならない。

- 一 登録証書交付申請書一通
- 二 旅券
- 三 写真二葉

2 市町村の長は、外国人から第十条第一項の変更の登録によりその記載が事実と合わなくなつた登録証明書の提出があつた場合において、当該登録証明書の同条第二項に規定する記載を行う欄の全部に記載がされているとき、又は第十条の二第一項の規定による登録原票の記載の訂正を行つた場合において、当該訂正に係る外国人の所持する登録証明書の同条第三項に規定する記載を行う欄の全部に記載がされているとき、若しくは当該訂正が第四条第一項第三号、第四号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に係るときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を返納するとともに、前項各号に掲げる書類及び写真を提出し、登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずるものとする。

3 前二項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 市町村の長は、第一項又は第二項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実と合つていないかどうかの確認をしなければならない。

5 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

6 第五条第二項及び前条第七項の規定は、第一項又は第二項の申請があつた場合に準用する。

7 第七条第八項中「前条第七項」を「第六条第七項」に改める。

第八条第三項中「申請をする場合には」の下に「第六条の二第一項の登録証明書の引替交付の申請を併せて行わなければならないときを除き」を加え、「の居住地の記載を書き換えて」を「に居住地の変更に係る記載を行い、」に改める。

第八条の二中「第六条第一項」の下に「第六條の二第一項若しくは第二項」を加え、「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二号中「第六條第五項」の下に「第六條の二第六項」を加え、「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に改める。

第九条第二項中「第六條第一項」の下に「第六條の二第一項若しくは第二項」を、「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三項中「居住地の記載」を「居住地の変更に係る記載」に、「当該申請に係る事項の記載」を「当該申請に係る事項の変更に係る記載」に改める。

第十条第二項中「その記載を書き換へなければならぬ」を「第六條の二第二項の規定により登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずる場合を除き、当該登録証明書にその変更に係る記載を行わなければならない」に改める。

第十条の二第二項中「訂正を行つたときは」の下に「第六條の二第二項の規定により登録証明書の引替交付の申請をすべきことを命ずる場合を除き」を加え、同条第三項中「の記載を訂正して」を「に訂正に係る記載を行い、」に改める。

第十一条第一項中「第六條第三項」の下に「第六條の二第四項」を、「申請に基づく確認」という。を加え、「第三項において「登録後の確認」という。」を加え、「から五年を経過する日前」を「の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)」から」に改め、「第六條第一項」の下に「第六條の二第一項若しくは第二項」を加え、同条第九項を同条第十

項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、「第六條第四項」の下に「第六條の二第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第六項とする。

ただし、交付される登録証明書を第十五条第三項の規定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

第十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する登録(登録後の確認を受けた場合には、最後に受けた確認。以下この項において同じ。)の時に次に掲げる者に該当する外国人については、第一項の申請をしなければならない期間は、同項の規定にかかわらず、当該市町村の長が、法務省令で定めるところにより、当該登録の時に当該登録を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において指定する日から三十日以内とする。

一 在留の資格のあることが確認されていない者

二 第十四条第二項本文に該当することその他の事由により同条の規定による指紋を押していない者

第十二条第三項中「掲げる者」の下に「十六歳

に満たない者を除く。)を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第十四条第一項中「第六条第一項」の下に、「第六条の二第一項若しくは第二項」を加え、「登録証明書」を削り、同条第三項中「登録証明書」を削り、同条第四項中「第六条第一項」の下に、「第六条の二第一項若しくは第二項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領」を「これらの項に規定する申請に係る申請書の提出」に、「その受領」を「その申請」に、「同条同項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項及び第三項の規定は、これらの規定により指紋を押したところのある者には適用しない。ただし、市町村の長から、次の各号のいずれかに該当するとして、指紋の押なつを命ぜられたときは、この限りでない。

- 一 登録されている者と第一項又は第三項に規定する申請に係る者との同一性が指紋によりなげれば確認できない場合
- 二 既に押した指紋の指を欠損している場合
- 三 登録原票及び指紋原紙のいずれもが次のいずれかに該当する場合
 - イ 紛失し、又は滅失したとき。
 - ロ 押されている指紋がき損、汚損若しくは退色などにより不鮮明となつてるとき。

第十四条に次の一項を加える。
8 市町村の長は、第五条第一項、第六条第四項、第六条の二第二項、第七条第四項又は第十四

一条第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該外国人が第一項又は第三項の規定により登録原票又は指紋原紙に押した指紋を転写するものとする。

第十五条第一項中「提出若しくは返納(第十一条第五項の規定によるものに限る。)」を「若しくは提出」に改め、同条第二項中「提出若しくは返納」を「若しくは提出」に改め、次の各号に掲げる者」の下に「(十六歳に満たない者を除く。)」を加え、「第十一条第八項」を削り、同条第二号中「(十六歳に満たない者を除く。)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第五条第二項(第六条第五項、第六条の二第六項、第七条第五項及び第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定による市町村の長の指定する期間内に交付される登録証明書の受領については、前項前段に規定する場合を除く。他やむを得ない事情により自ら当該市町村の事務所に出席することができない場合には、当該外国人と同居する者(十六歳に満たない者を除く。)が当該外国人に代わつてこれを行うことができる。

第十五条の二第一項中「第六条第一項」の下に「第六条の二第一項若しくは第二項」を、「第八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

一の二 第六条の二第二項の申請をしない者第十八条第一項第五号中「第六条第六項」の下に「第六条の二第二項」を加え、同項第六号中「第十五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十八条の二第一号中「第十一条第五項若しくは第八項」を「第十一条第六項若しくは第九項」に改める。

第十九条中「第三条第一項」の下に、「第六条の二第二項」を加え、「第六条第六項」の下に、「第六条の二第二項」を加え、「第十一条第五項若しくは第八項」を削る。

附則第九項を次のように改める。

9 地方入国管理局の長は、当分の間、第五条第一項、第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一条第四項の規定により市町村の長が作成して交付する登録証明書の調製に關する事務のうち法務省令で定めるものを、当該市町村の長からの求めに応じて処理するものとする。

附則に次の一項を加える。

10 前項に規定する登録証明書の調製に關する事務の処理については必要な細則は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の申請をした者の登録原票、登録証明書及び指紋原紙への指紋の押なつについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項、第六条第一項、第七条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の申請に基づき交付する登録証明書の調製及び受領については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第四条第一項の登録を受けた者又は旧法第六条第三項、第七条第三項若しくは第十一条第一項若しくは第二項に基づく確認を受けた者に係る最初のこの法律による改正後の外国人登録法第十一条第一項の確認の申請については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる指紋の押なつ、登録証明書の受領又は確認の申請に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(法務省設置法の一部改正)

6 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 地方入国管理局においては、当分の間、第十二条に規定する事務のほか、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)附則第九項に規定する事務をつかさどる。

(日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定)

7 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

三木忠雄君登壇(拍手)

○三木忠雄君 たいだいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、民法等の一部を改正する法律案は、養子制度の充実等を図るため、従来の養子制度のほか、子の利益のため特に必要がある場合において、家庭裁判所が審判により、婚姻障害を除き実親側との親族関係を終了させて、養父母との間に強固で安定した親子関係を成立させる特別養子制度を新設するとともに、従来の養子制度についても、配偶者のある者が縁組をする要件を緩和し、あわせて親族関係の変更に伴う氏の変更に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、特別養子制度新設の趣旨、特別養子縁組における実親の同意、実の親子関係の断絶、従来の養子制度における夫婦共同縁組要件の緩和等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案は、外国人登録制度の適正化及び合理化を図るため、登録等の申請をする場合における指紋の押捺は原則として最初の申請の場合に限るとともに、在留の資格が確認されていない者等について市町村長による登録事項の確認の期間を短縮することができるとし、あわせて登録証明書を引きかえ交付及び代理受領に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、指紋押捺制度の必要性、合理性、登録証常時携帯義務規定の運用、罰則の妥当性等につきまして質疑が重ねられました。参考人の意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して矢田部委員より、公明党・国民会議を代表して猪熊理事より、日本共産党を代表して橋本理事より、それぞれ本法律案について反対の意見が表明されました。次いで採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、外国人登録制度のあり方についての検討、法運用に当たつての配慮等と内容とする自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。まず、民法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、外国人登録法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 旅客鉄道株式会社建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長田代富士男君。

審査報告書

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和三十二年九月十日

運輸委員長 田代富士男

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新幹線鉄道の建設に関しその効率的かつ円滑な実施の体制を整備するため、旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業を日本鉄道建設公団に引き継がせようとするものであつて、おおむね

妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十二年八月二十五日
衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案(趣旨)

第一条 この法律は、新幹線鉄道の建設に関しその効率的かつ円滑な実施の体制を整備するため、旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業について日本鉄道建設公団が引継ぎを行ひ得るようになるための措置を定めるものとする。

(事業の引継ぎ)

第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、この法律の施行の際現に旅客鉄道株式会社(日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第六条第二項の旅客鉄道株式会社をいう。以下同じ。)が全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号。以下「整備法」という。)の規定により建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業を、当該旅客鉄道株式会社の同意を得て引き継ぐものとする。

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

旅客鉄道株式会社建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律 二九四

(建設主体の指名等)

第三条 前条の規定により新幹線鉄道の建設に関する事業を公団が引き継ぐ場合には、当該新幹線鉄道の路線について日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「施行法」という。)附則第三十二条第五項の規定により前条の旅客鉄道株式会社に対し行われたものとみなされた整備法第六条第一項の規定による建設主体の指名及び整備法第八条の規定による建設の指示は、公団に対し行われたものとみなす。

2 前項に規定する場合には、当該新幹線鉄道の路線について施行法附則第三十二条第八項の規定により前条の旅客鉄道株式会社が行つたものとみなされた整備法第九条第一項の規定による工事実施計画の認可の申請は、公団が行つたものとみなす。

(事務の引継ぎ等) 第四条 前条第一項に規定する場合には、第二条の旅客鉄道株式会社は、遅滞なく、同条の事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

2 前条第一項に規定する場合には、第二条の事業に関する同条の旅客鉄道株式会社が有する権利及び義務は、公団が承継するものとする。 3 前項の規定により公団が承継する旅客鉄道株式会社の権利及び義務の細目並びに当該承継の実施については、公団及び当該旅客鉄道株式会社と協議して定めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(田代富士男君登壇、拍手)

○田代富士男君 たいだいま議題となりました旅客鉄道株式会社建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 本法は、新幹線鉄道の建設の効率的かつ円滑な実施体制を整備するため、旅客鉄道株式会社建設主体とされている整備法新幹線の建設に関する事業を日本鉄道建設公団に引き継がせようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録により御承知願います。 質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。 よつて、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第三 労働基準法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)及び本日委員長から報告書が提出されました 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法

律案(第百七回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)を日程に追加し、三案を一括して議題とすること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。 まず、委員長の報告を求めます。 社会労働委員長関口恵造君。

審査報告書

労働基準法の一部を改正する法律案 右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 昭和六十二年九月十七日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

第六十条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十六条に第一項として次の一項を加える。 使用者は、妊産婦が請求した場合において は、第三十二条の二、第三十二条の四第一項及び第三十二条の五第一項の規定にかかわらず、一週間について第三十二条第一項の労働時間、一日について同条第二項の労働時間を超えて労働させてはならない。

附則に三条を加える改正規定中「三条」を「四条」に改め、同改正規定のうち第百三十一条第二項中「命令は、」の下に「週四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、」を加え、同改正規定中附則第

百三十三条の次に次の一条を加える。 第百三十四条 使用者は、第三十九条第一項から第三項までの規定による有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

附則第二条中「第六十六条第一項」を「第六十六条第二項」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由 本法は、労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び労働者の福祉の増進、長期的な雇用機会の確保等の必要性にかんがみ、労働時間に関する最低基準とされる時間の段階的な短縮及びこれに併せて労働時間に関する規制の弾力化を行うとともに、年次有給休暇の最低付与日数の引上げ等所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め、妊産婦に係る変形労働時間制の適用除外等に関し修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

労働時間を着実かつ可及的速やかに短縮すること、国民生活の質的向上、中長期的に見た雇用機会の拡大、国際協調の観点から重要であることにかんがみ、政府は次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、中小・零細企業における週休二日制等労働時間短縮を促進するため、環境整備を進めると

もに、必要な指導・援助の拡充に努めること。
また、下請企業における労働条件の改善・向上の観点からも、取引条件の適正化のためなお一層の指導監督を行うこと。

二、変形労働時間制については、濫用されることのないよう十分指導するとともに、三年後の見直し時期までに実態調査を行うこと。

三、年次有給休暇について、今後適当な時期に、ILO条約の水準を参考に、さらに付与日数の増加を図ることを検討すること。

四、年次有給休暇の最低付与日数の引上げに関し、適用猶予期間中の事業についても、可能な限り本則の日数が付与されるよう指導すること。また、年次有給休暇の計画的付与に当たっては、付与日数の少ない者その他特別の事情のある者に対し必要な配慮をするよう指導すること。

五、出稼労働者に関し、パートタイム労働者との均衡を考慮し、これらの者にも年次有給休暇が付与されるよう関係業界等を指導すること。

六、時間外労働の規制について、当面、時間外労働協定締結の指針に年間の時間外労働時間数の目安を加える等その見直しを行い、その遵守の徹底に努めるとともに、引き続き有効な規制方法について検討すること。

七、各種労使協定の締結当事者である労働者代表の選出については、労働者の意思を適正に反映した選出が行われるよう指導すること。

八、十人未満の事業場も含め小規模事業場において就業規則の整備が行われるよう、適切な指導を行うこと。

九、自動車運転者の労働時間等の規制に係る問題

については、今次法改正と一体のものとして、適切な措置をとること。

十、労働基準法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るため、労働基準監督官等の増員をはじめ労働基準行政体制の充実強化を図ること。

十一、公務員の閉庁方式による完全週休二日制、金融機関の土曜閉店による完全週休二日制、小中、高等学校の土曜休日制の早期実現に努めること。

右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年九月三日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「労働協約に別段の定めがある場合」を「労働協約に別段の定めがある場合又は命令で定める賃金について確実な支払の方法で命令で定めるものによる場合」に、「別段の定めがある場合若しくは」を「別段の定めがある場合又は」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「命令で定

める賃金」の下に「(第八十九条第一項において臨時の賃金等という。)」を加える。

第三十二条第一項中「一日について八時間」を削り、「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。

使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十二条の次に次の四条を加える。

第三十二条の二 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が前条第一項の労働時間を超えない定めをした場合においては、同条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

第三十二条の三 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において、同条の規定にかかわらず、一週間において同項の労働時間又は一日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、三箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない定めをしたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

労働大臣は、中央労働基準審議会の意見を聴いて、命令で前項の協定で定める一日及び一週間の労働時間の限度並びに連続して労働させる日数の限度を定めることができる。

使用者は、命令で定めるところにより、第一項の協定を行官庁に届け出なければならない。

第三十二条の五 使用者は、日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多く、かつ、これを予測した上で就業規則その他これに準ずるものにより各日の労働時間を特定することが困難であると認められる命令で定める事業であつて、常時使用する労働者の数が命令で定める数未満のものに従事する労働者については、当該事業

一 この条の規定により労働時間により労働させることができることとされる労働者の範囲

二 清算期間(その期間を平均し一週間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。)

三 清算期間における総労働時間

四 その他命令で定める事項

第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、三箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない定めをしたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、第三十二条第二項の規定にかかわらず、一日について十時間まで労働させることができる。

使用者は、前項の規定により労働者に労働させる場合においては、命令で定めるところにより、当該労働させる一週間の各日の労働時間を、あらかじめ、当該労働者に通知しなければならない。

前条第三項の規定は、第一項の協定について準用する。

第三十三条に見出しとして「(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)」を付し、同条第一項中「前条」を「第三十二条から前条まで」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但し」を「前項ただし」に改め、「場合においては」を「とき」に改め、同条第三項中「官吏、公吏その他の公務員」を「国家公務員及び地方公務員」に、「前条」を「第三十二条から前条まで」に改める。

第三十六条中「第三十二条」の下に「から第三十二条の五まで」を、「第四十条の労働時間」の下に「(以下この条において「労働時間」という。)」を、「前条の休日」の下に「(以下この条において「休日」という。)」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したもののみならず、当該業務を遂行するために通常所定労働時間を超えて

労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、命令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

前項ただし書の場合において、当該業務に関し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、その協定で定める時間を同項ただし書の当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする。

使用者は、命令で定めるところにより、前項の協定を行政官庁に届け出なければならない。

使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、研究開発の業務その他の業務(当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をしないこととするものとして当該協定で定める業務に限る。)に従事する労働者の労働時間の算定については当該協定で定めるところによることを旨を定め、当該協定において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、命令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

第三項の規定は、前項の協定について準用する。

第三十九条第一項中「六労働日」を「十労働日」に改め、同条第二項中「一年について」を「一年ごとに」、「の休暇」を「日数」に、「但し、この場合において」を「ただし」に改め、同条第三項中「前二項を」を「前二項、前二項、前二項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「その他」の下に「これに準ずるもの」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項から第三項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇の日数のうち五日を超える部分については、前項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができる。

第三十九条第二項の次に次の一項を加える。

次に掲げる労働者(一週間の所定労働時間が命令で定める時間以上の者を除く。)の有給休暇の日数については、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による有給休暇の日数を基準とし、通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数(第一号において「通常の労働者の週所定労働日数」という。)と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数とする。

一 一週間の所定労働日数が通常の労働者の週所定労働日数に比し相当程度少ないものとし

て命令で定める日数以下の労働者
二 週以外の期間によつて所定労働日数が定められている労働者については、一年間の所定労働日数が、前号の命令で定める日数に一日を加えた日数を一週間の所定労働日数とする
第四十条第一項中「乃至第十七号」を「から第十七号まで」に改め、「第三十二条」の下に「から第三十二条の五まで」を加え、「の定」を「の定め」に改め、同条第二項中「の定」を「の定め」に改める。

第六十条第一項中「第三十二条第二項」を「第三十二条の二から第三十二条の五まで」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

第五十六条第二項の規定によつて使用する児童についての第三十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間について四十時間」とあるのは、修学時間を通算して一週間について四十時間」と、同条第二項中「一日について八時間」とあるのは、「修学時間を通算して一日について七時間」とする。

使用者は、第三十二条の規定にかかわらず、満十五才以上で満十八才に満たない者については、次の各号に定めるところにより、労働させることができる。

一 一週間の労働時間が第三十二条第一項の労働時間を超えない範囲内において、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を十時間まで延長すること。
二 一週間について四十八時間、一日について八時間を超えない範囲内において、第三十二

条の二の規定の例により労働させること。

第八十九條第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「これを」を「次に掲げる事項を」に、「同様である」を、「同様とする」に改め、同項第二号中「賃金の決定」を「賃金臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。」の決定に、「締切」を「締切り」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 退職手当の定めをする場合において、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

第八十九條第一項第四号中「退職手当その他の手当、賞与」を「臨時の賃金等(退職手当を除く。)」に、「定を」を「定めを」に改め、同項第五号、第六号、第八号及び第九号中「定を」を「定めを」に改め、同項第十号中「の外を」を「定めを」のほかに、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項中「賃金」の下に「(退職手当を除く。)、退職手当」を加え、「各々」を「それぞれ」に改める。

第百十四條の見出し中「附加金」を「付加金」に改め、同条中「第三十九條第四項」を「第三十九條第六項」に、「の外を」のほかに、「附加金」を「付加金」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十五條中「賃金」の下に「退職手当を除く。」を加え、「二年間これを」を「二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間」に改める。

第百十九條第一号中、第六十條第二項若しくは第三項を削る。

第百二十條第一号中「第二十七條まで」の下に、「〇第三十二條第四項第三号(第三十二條第五項において準用する第三十二條第五項第一号)を、「第三十二條第一項(第三十二條第五項)を」に改める。

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

ただし書」の下に、「第三十八條の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加える。附則に次の三条を加える。

第百三十一條 第三十二條第一項(第六十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)(の規定の適用については、当分の間、第三十二條第一項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十八時間未満の範囲内において命令で定める時間」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第三十二條第一項の命令は、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮し、当該命令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする。

第一項の規定により読み替えて適用する第三十二條第一項の命令を制定し、又は改正する場合においては、当該命令で、一定の規模以下の事業又は一定の業種の事業については、一定の期間に限り、当該命令の制定前又は改正前の例による旨の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

労働大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第三十二條第一項の命令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、中央労働基準審議会の意見を聴かなければならない。

第百三十二條 前条第一項の規定が適用される間における第三十二條の四〇の規定の適用については、同条中「労働時間が四十時間を超えない定め」とあるのは「労働時間を四十時間(命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を

労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

超え第三十二條第一項の労働時間に相当する時間未満の範囲内において命令で定める時間)以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について同条の規定の例により割増賃金を支払う定め」と、「その定めにより」とあるのは「当該期間を平均し一週間当たりの労働時間が同条第一項の労働時間を超えない範囲内において、その定めにより」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」と改める。

この場合において、使用者は、当該期間を平均し一週間当たり四十時間(前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間)を超えて労働させたときは、その超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について、第三十七條の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

前条第一項の規定が適用される間における第三十二條の五第一項の規定の適用については、同項中「協定がある」とあるのは「協定により、一週間の労働時間を四十時間(命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え第三十二條第一項の労働時間に相当する時間未満の範囲内において命令で定める時間)以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について同条の規定の例により割増賃金を支払う定めをした」と、「一日について」とあるのは「一週間について同条第一項の労働時間を超えない範囲内において、一日について

と」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」と改める。この場合において、使用者は、一週間について四十時間(前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間)を超えて労働させたときは、その超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について、第三十七條の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

前条第一項の規定が適用される間における第三十二條の五第一項の規定の適用については、同項中「協定がある」とあるのは「協定により、一週間の労働時間を四十時間(命令で定める規模以下の事業にあつては、四十時間を超え第三十二條第一項の労働時間に相当する時間未満の範囲内において命令で定める時間)以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について同条の規定の例により割増賃金を支払う定めをした」と、「一日について」とあるのは「一週間について同条第一項の労働時間を超えない範囲内において、一日について

と」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる」と改める。この場合において、使用者は、一週間について四十時間(前段の命令で定める規模以下の事業にあつては、前段の命令で定める時間)を超えて労働させたときは、その超えた時間(第三十七條の規定の適用を受ける時間を除く。)(の労働について、第三十七條の規定の例により割増賃金を支払わなければならない」とする。

前条第一項の規定が適用される間における第三十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十二條第一項の規定の適用については、同項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超え四十二時間以下の範囲内において命令で定める時間」とする。

前条第四項の規定は、前三項の規定により読み替えて適用する第三十二條の四〇、第三十二條の五第一項(第二項の規定により読み替えた部分に限る。)(及び第六十條第二項の規定により読み替えて適用する第三十二條第一項の命令について準用する。

第百三十三條 常時三百人以下の労働者を使用する事業に係る第三十九條の規定の適用については、昭和六十六年三月三十一日までの間は同条第一項中「十労働日」とあるのは「六労働日」と、同年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間は同項中「十労働日」とあるのは「八労働日」とする。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

(労働時間に関する経過措置)

第二条 昭和六十三年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この法律による改正後の労働基準法(以下「新法」という。)第三十二条第一項、第三十三条、第三十六条、第三十七條、第六十條、第六十四條の二及び第六十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際使用者がこの法律による改正前の労働基準法(以下「旧法」という。)第三十二條第二項の規定により労働させることとして

十二條第二項の規定により労働させることとして、同項の規定に基づき就業規則その他これに準ずるものによる定めを設ける四週間に一定の期間のうち昭和六十三年三月三十一日を含む期間に係る労働時間については、新法第三十二條、第三十二條の二、第三十三條、第三十六條、第三十七條、第六十四條の二及び第六十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(年次有給休暇に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際四月一日以外の日が基準日(新法第三十九條第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。以下この条において同じ。)である労働者に係る有給休暇については、この法律の施行の日後の最初の基準日の前日までの間は、新法第三十九條第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條に規定する事業に使用される労働者であつて昭和六十六年四月一日において継続勤務するものうち、同日において四月一日以外の日が基準日である労働者に係る有給

休暇については、同年四月一日から同日後の最初の基準日の前日までの間は、同月一日前に置いて同条の規定により読み替えて適用する新法第三十九條第一項から第三項までの規定の例による。

3 前項の規定は、新法第三百三十三條に規定する事業に使用される労働者であつて昭和六十九年四月一日において継続勤務するものについて準用する。

(時効に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に生じた退職手当の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(少年法の一部改正)

第七条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第三号中「第六十條第二項若しくは第三項、」を「十八歳に満たない者について第三十二條又は」に、「第六十二條又は」を「第六十二條若しくは」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第三項中「第二十四條第一項」の下に、「第三十二條の三から第三十二條の五まで、第三十八條の二第二項から第五項まで、第三十九條第五項」を加え、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第九條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「第二條、第二十四條第一項」を「第二條、」に、「第十六号」を「第八條第十六号」に、「第十一号」を「第八條第十二号」に、「同法第二條、第二十四條第一項」を「同法第二條」と、「第三十二條の五まで」とあるのは「第三十二條の五まで」に、「基く」を「基づく」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四十四條第二項中「第三十六條まで」を「第三十二條の四まで、」に、「第三十三條から第三十六條まで」に、「第三十二條第二項中「就業規則

その他により」を「第三十二條の二中「就業規則その他これに準ずるものにより」に、「就業規則その他により」とを「就業規則その他これに準ずるものにより」と、同法第三十二條の三中「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

「就業規則その他これに準ずるものにより」とあるのは「派遣元の使用者が就業規則その他これに準ずるものにより」と、

り、同条第三項中、第六十条第二項若しくは第三項を削り、同条第五項中「第百条第一項中

「この法律」とあるのは「この法律及び」を「第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは

「当該事業場」に、「第四十四条の規定」と、同条第三項及び第四項並びに同法を「第二十六条

第一項に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事

業の事業場」と、同条第四項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき(派遣先の使用者(労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定

により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十條に規定する使用者とみなされる者をいう。

以下同じ。)が就かせたときを含む。)」と、同法第百条第一項、第三項及び第四項、に改め、

「第百一条第一項の下に、第百四条第二項、第百五条の二、第百六条第一項、第百九条及び第

百十條を加え、「労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する

派遣先の事業の第十條に規定する使用者とみなされる者(以下「派遣先の使用者」という。)」を

「派遣先の使用者」に改め、「同条第二項並びに同法第百五条の二、第百六条第一項、第百九条

及び第百十條中「使用者」とあるのは「使用者(派遣先の使用者を含む。)」とを削る。

審査報告書

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十八日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院又は国立療養所の用に供されている資産の譲渡等に関する特別措置を講ずるものであり、おおむね

妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(第百七回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年九月四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国立病院等(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第八条第一項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以

下同じ。)が今後果たすべき役割に即応してその適切かつ効率的な体制を整備する必要があることにかんがみ、国立病院等の再編成の円滑な実施を図るとともに、当該再編成に伴い移譲又は統合が行われる国立病院等の所在する地域において、引き続き当該地域の医療を確保するため、国立病院等の用に供されている資産の譲渡等に関する特別措置を講ずることを目的とする。

(移譲に係る資産の譲渡の特例)

第二条 国は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する者その他政令で定める者(以下「公的医療機関の開設者等」という。)が国立病院等として経営されている医療機関の移譲(医療機関の用に供されている資産(不動産及び動産をいう。以下同じ。)の譲渡で、当該医療機関の職員が、当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることを伴うもの)のうち、政令で定める要件に該当するものをいう。を受け、引き続きその者の開設する医療機関として経営しようとするときは、当該国立病院等の用に供されている資産を、地方公共団体に対しては無償で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその七割を減額した価額(当該国立病院等が次の各号に掲げる地域にある場合は、無償)で譲渡することができる。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための

財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村

五 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

(その他の資産の譲渡の特例)

第三条 前条の規定によるものほか、国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受け、引き続きその者の開設する医療機関の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に対しては時価からその五割(当該国立病院等が前条各号に掲げる地域にある場合は、七割)を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその三割五分(当該国立病院等が同条各号に掲げる地域にある場合は、五割)を減額した価額で譲渡することができる。

(政令への委任)

第四条 前二条の規定により無償又は減額した価額で譲渡することができる資産の範囲は、政令で定める。

(資産の引渡しの特例)

第五条 第二条又は第三条の規定により資産を譲渡する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三十一条第一項本文の規定にかかわらず、当該資産の対価の納付前に当該資産を引き渡すことができる。

(延納の特約)

第六条 第二条又は第三条の規定により資産を譲渡する場合において、当該資産の譲渡を受ける

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

三〇〇

公的医療機関の開設者等(地方公共団体を除く)が当該資産の対価を一時に支払うことが困難であると認められるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、かつ、利息を付して十年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

(国の補助)

第七条 国は、予算の範囲内において、第二条の規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の運営に要する費用を補助することができる。

(医師等の派遣等)

第八条 国は、前条に定めるもののほか、第二条又は第三条の規定により資産の譲渡を受けて開設される医療機関の運営が円滑に行われるように、国立病院等に勤務する医師等を派遣する等の必要な配慮をするものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の廃止)

第二条 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第三百十一号)は、廃止する。

(国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法附則第二項に規定する場合には、同項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

審査報告書

精神衛生法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十八日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会 の 決定 の 理由

本法律案は、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、国民の精神的健康の保持及び増進に関する事項、精神医療審査会の設置、精神保健指定医制度の導入、任意入院の手續き等に関する事項、精神障害者社会復帰施設に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、任意入院、応急入院等が導入されたことにかんがみ、これら制度の円滑な実施に努めるとともに、人権擁護に配慮した適正な精神医療の確保及び社会復帰の促進のための法改正であることを踏まえ、その趣旨に沿つて適切な運用に留意すること。

二、社会復帰施設の整備等社会復帰のための施策の一層の推進を図るとともに、地域精神保健医療の推進に努め、関係予算においても十分配慮すること。

三、医師、精神科ソーシャル・ワーカー等の専門家の養成などマンパワーの充実に努めること。

四、今回の改正の趣旨、今後の精神医療のあり方を踏まえ、診療報酬の面等において適切な配慮を行つていくこと。

五、精神障害者に対する資格制限等について検討を行うとともに、社会における精神障害者に対する不当な差別・偏見を解消するために必要な努力を払ふこと。

右決議する。

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年九月十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

精神衛生法等の一部を改正する法律案

精神衛生法等の一部を改正する法律案

(精神衛生法の一部改正)

第一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十

三号)の一部を次のように改正する。

精神保健法

目次中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診

査協議会(第十三条第十七条)を「地方精神保健審議会及び精神医療審査会(第十三条第十七条の五)」に、「精神衛生鑑定医(第十八条第十九条)」を「精神保健指定医(第十八条第十九条の五)」に、「第五章 医療及び保護(第二十条第五十一条)」を「第六章 罰則(第五十二条第五十七条)」に改める。

第一条中「且つ、」を「その社会復帰を促進し、並びに」に改め、「予防」の下に「その他国民の精神的健康の保持及び増進を加え、」国民の精神的健康の保持及び「精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の」に改める。

第二条中「教育施設その他福祉施設を」社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設に、「精神衛生に関する」を「精神保健に関する」調査研究の推進及び「その発生を予防する」を「精神障害者等の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国民の義務)

第二条の二 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者等に対する理解を深め、及び精神障害者等がその障害を克服し、社会復帰をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第七条の見出しを「精神保健センター」に改め、同条第一項中「精神衛生」を「精神保健」に、

「精神衛生センター」を「精神保健センター」に改め、同条第二項中「精神衛生センター」を「精神保健センター」に、「精神衛生」を「精神保健」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第九条 都道府県は、精神障害者(精神薄弱者を除く。次項及び次条において同じ。)の社会復帰の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第十条 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

一 精神障害者生活訓練施設

二 精神障害者授産施設

2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金を、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金を、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(国又は都道府県の補助)

第十条の二 都道府県は、精神障害者社会復帰施設を設置者に対し、その設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、その設置する精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に要する費用並びに前項の規定による補助に要した費用の一部を補助することができる。

第十一條後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消すときは、あらかじめ、指定病院の設置者に対する取消しの理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとともに、地方精神保健審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条中の「の外を」のほかに、「精神衛生センター」を「精神保健センター」に改める。

「第三章 地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「第三章 地方精神保健審議会及び精神医療審査会」に改める。

第十三条の見出しを「(地方精神保健審議会)」に改め、同条第一項及び第二項中「精神衛生」を「精神保健」に、「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 地方精神保健審議会は、前二項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に依り、第三十二條第三項の申請に関する必要な事項を審議するものとする。

「地方精神保健審議会」に、「十人」を「十五人」に改め、同条第二項中「地方精神衛生審議会」を「地方精神保健審議会」に改め、同条第三項中「精神衛生」を「精神保健」に改め、「ある者」の下に「及び精神障害者の医療に関する事業に従事する者」を加える。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

第十七条中「地方精神衛生審議会及び精神衛生診査協議会」を「地方精神保健審議会」に改め、第三章中同条の次に次の四條を加える。

(精神医療審査会)

第十七条の二 第三十八條の三第二項及び第三十八條の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(委員)

第十七条の三 精神医療審査会の委員は、五人以上十五人以内とする。

2 委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(第十八條第一項に規定する精神保健指定医である者に限る)、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

(審査の案件の取扱い)

第十七条の四 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員三人、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員一人及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員一人をもつて構成する合議体で、

審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会がこれを定める。

(政令への委任)

第十七条の五 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

「第四章 精神衛生鑑定医」を「第四章 精神保健指定医」に改める。

第十八條及び第十九條を次のように改める。

(精神保健指定医)

第十八條 厚生大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九條の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医(以下「指定医」という。)に指定する。

一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生大臣が定める精神障害につき厚生大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生大臣又はその指定する者が厚生省令で定めるところにより行う研修(申請前一年以内に行われたものに限る。)の課程を修了していること。

2 厚生大臣は、前項の規定にかかわらず、第十九條の二第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と

認められる者については、前項の指定をしな
いことができる。

3 厚生大臣は、第一項第三号に規定する精神
障害及びその診断又は治療に従事した経験の
程度を定めようとするとき、同項の規定によ
り指定医の指定をしようとするとき又は前項
の規定により指定医の指定をしないものとす
るときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意
見を聴かなければならない。

(指定後の研修)
第十九条 指定医は、五年ごとに、厚生大臣又
はその指定する者が厚生省令で定めるところ
により行行研修を受けなければならない。

(指定の取消し)
第十九条の二 指定医がその医師免許を取り消
され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜら
れたときは、厚生大臣は、その指定を取り消
さなければならない。

2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づ
く命令に違反したとき又はその職務に関し著
しく不当な行為を行ったときその他指定医と
して著しく不適当と認められるときは、厚生
大臣は、その指定を取り消すことができる。

3 厚生大臣は、前項の規定による処分をしよ
うとするときは、あらかじめ、その相手方に
その処分の理由を通知し、弁明及び有利な証
拠の提出の機会を与え、同時に、公衆衛生
審議会の意見を聴かなければならない。

(手数料)
第十九条の三 第十八条第一項第四号又は第十
九条の研修(厚生大臣が行うものに限る。)を

受けようとする者は、実費を勘案して政令で
定める金額の手数料を納付しなければならない
い。

(職務)
第十九条の四 指定医は、第二十二條の三第三
項及び第二十九條の五の規定により入院を継
続する必要があるかどうかの判定、第三十三
條第一項及び第三十三條の四第一項の規定に
よる入院を必要とするかどうかの判定、第三
十四條の規定により精神障害者の疑いがある
かどうか及びその診断に相当の時日を要する
かどうかの判定、第三十六條第三項に規定す
る行動の制限を必要とするかどうかの判定、
第三十八條の二第一項(同条第二項において
準用する場合を含む。)に規定する報告事項に
係る入院中の者の診察並びに第四十條の規定
により一時退院させて経過を見ることが適当
かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公
務員として、次に掲げる職務のうち都道府県
知事(第三号及び第四号に掲げる職務にあつ
ては、厚生大臣又は都道府県知事)が指定し
たものを行う。

一 第二十九條第一項及び第二十九條の二第
一項の規定による入院を必要とするかどう
かの判定

二 第二十九條の四第二項の規定により入院
を継続する必要があるかどうかの判定

三 第三十八條の六第一項の規定による立入
検査、質問及び診察

四 第三十八條の七第二項の規定により入院
を継続する必要があるかどうかの判定

(政令及び省令への委任)
第十九條の五 この法律に規定するもののは
か、指定医の指定の申請に關して必要な事項
は政令で、第十八條第一項第四号及び第十九
條の規定による研修に關して必要な事項は厚
生省令で定める。

第二十二條の次に次の二條を加える。
(任意入院)

第二十二條の二 精神病院(精神病院以外の病
院で精神病室が設けられているものを含む。
以下同じ。)の管理者は、精神障害者を入院さ
せる場合においては、本人の同意に基づいて
入院が行われるように努めなければならない。

第二十二條の三 精神障害者が自ら入院する場
合においては、精神病院の管理者は、その入
院に際し、当該精神障害者に対して第三十八
條の四の規定による退院等の請求に關するこ
とその他厚生省令で定める事項を書面で知ら
せ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記
載した書面を受けなければならない。

2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障
害者(以下この条において「任意入院者」とい
う。)から退院の申出があつた場合において
は、その者を退院させなければならない。

3 前項に規定する場合において、精神病院の
管理者は、指定医による診察の結果、当該任
意入院者の医療及び保護のため入院を継続す
る必要があると認めるときは、同項の規定に
かかわらず、七十二時間を限り、その者を退
院させないことができる。この場合におい
て、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定

める事項を診療録に記載しなければならない
い。

4 精神病院の管理者は、前項の規定による措
置を採る場合においては、当該任意入院者に
對し、当該措置を採る旨、第三十八條の四の
規定による退院等の請求に關することその他
厚生省令で定める事項を書面で知らせなけれ
ばならない。

第二十三條第一項中「その疑い」を「その疑い」
に、「精神衛生鑑定医を指定医」に改め、同条
第三項を削る。

第二十六條の二中(精神病院以外の病院で精
神病室が設けられているものを含む。以下同
じ。)を削り、「もより」を「最寄り」に改める。

第二十七條の見出しを「申請等に基づき行わ
れる指定医の診察等」に改め、同条第一項及び
第二項中「前六條を」を「第二十三條から前項まで」
に、「精神衛生鑑定医を」を「その指定する指定医」
に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に、「立
ち合わせ」を「立ち合わせ」に改め、同条第四項
中「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「吏員」を
「職員」に、「當つて」を「当たつて」に改め、同条
第五項中「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「吏
員」を「職員」に、「口示しなければ」を「提示しな
ければ」に改め、同条第六項を次のように改め
る。

6 第四項の立入りの権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。

第二十八條の次に次の一條を加える。
(判定の基準)

第二十八條の二 第二十七條第一項又は第二項
の規定により診察をした指定医は、厚生大臣

の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

2 厚生大臣は、前項の基準を安めようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

第二十九条の見出し中「知事」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「入院させるには、」の下に「その指定する」を加え、「精神衛生鑑定医」を「指定医」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「の外」を「のほか」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

第二十九条の二第二項中「前三条」を「第二十七、二十八条及び前条」に、「とる」を「採る」に、「精神衛生鑑定医」を「その指定する指定医」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「七十二時間」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「第六項まで」の下に「及び第二十八条の二」を加え、「規定により」を「規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により」に改める。

第二十九条の四に次の一項を加える。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくともその精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づき場合でなければならない。

第二十九条の五第一項中「管理者は」の下に「指定医による診察の結果」を加え、「その旨を」を「その旨、その者の症状その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十二條第四項中「精神衛生審査協議会」を「地方精神保健審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三十三條の見出しを「(医療保護入院)」に改め、同条中「診察の結果」を「指定医による診察の結果」に、「であると診断した者につき」を「であり、かつ」に、「認める場合において」を「認めたる者につき」に改め、同条に次の三項を加える。

2 精神病院の管理者は、前項に規定する者の保護義務者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、四週間を限り、その者を入院させることができる。

3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第二十

条第二項第四号に掲げる者に該当するものとみなし、第一項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護義務者とみなす。

4 精神病院の管理者は、第一項又は第二項の規定による措置を採つたときは、十日以内

に、その者の症状その他厚生省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の次に次の四條を加える。

第三十三條の二 精神病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)を退院させたときは、十日以内、その旨及び厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の三 第二十九條第三項の規定は、

精神病院の管理者が第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採る場合について準用する。

当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八條の規定による退院等の請求に関することその他厚生省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(応急入院)

第三十三條の四 厚生大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつ

た者について、急速を要し、保護義務者(第三十三條第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)の同意を得ることができない場合において、指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障があると認めたとときは、本人の同意がなくても、七十二時間を限り、その者を入院させることができる。

2 前項に規定する精神病院の管理者は、同項の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めたとときは、その指定を取り消すことができる。

第三十三條の五 第十一條後段の規定は前条第三項の規定による処分をする場合について、第二十九條第三項の規定は精神病院の管理者が前条第一項の規定による措置を採る場合について準用する。

第三十四條中「診察の結果」を「指定医による診察の結果」に、「疑が」を「疑いが」に、「親権を行う者その他の」を「又は親権を行う者その他」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 第二十九條第三項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採る場合について、第三十三條第四項の規定は精神病院の管理者が前条の規定による措置を採つた場合について準用する。

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

第三十五条中「前二条の同意者」を「第三十三

条第一項又は第三十四条の同意者」に、「前二条の同意者」をその同意を」に改める。

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

(処遇)

第三十六条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生大臣があらかじめ公衆衛生審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。この場合において、当該指定医は、遅滞なく、厚生省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三十七条 厚生大臣は、前条に定めるもののほか、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

(相談、援助等)

第三十八条 精神病院の管理者は、入院中の者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護義務者等との連絡調整を行うように努めなければならない。

第三十八条の次に次の六条を加える。

(定期の報告)

第三十八条の二 措置入院者を収容している精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生省令で定める事項(以下この項において「報告事項」という。)を、厚生省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替へるものとする。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第三十三条第四項の規定による届出(同条第一項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査

を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者、その者が入院している精神病院の管理者その他関係者の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神病院に入院中の者又はその保護義務者(第三十四条の規定により入院した者にあつては、その後見人、配偶者又は親権を行う者その他その扶養義務者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に對し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを求めることができる。

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査

を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めるときは、この限りでない。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に對しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第三十八条の六 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に對し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若し

くは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができ。

3 第二十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。

(改善命令等)

第三十八條の七 厚生大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき、当該精神病院の管理者に対し、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十二條の三第三項の規定により入院している者又は第三十三條第一項若しくは第二項、第三十三條の四第一項若しくは第三十四條の規定により入院した者に

ついて、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

第四十條中「管理者は」の下に、「指定医による診察の結果」を加え、「照し」を「照らし」で、「六箇月」を「六月」に改める。

第四十一條中「第二十九條の四」を「第二十九條の四第一項」に、「且つ」を「かつ」に、「当つては」を「当たつては」に改める。

第四十二條の見出し中「精神衛生」を「精神保健」に改め、同条第一項中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なり」を「行ふ」に改め、同条第二項中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第四十三條中「第二十九條の三又は第二十九條の四」を、「第二十九條の三又は第二十九條の四第一項」に、「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第四十八條中「又は」の下に「この法律若しくは」を加える。

第五十條の二を削る。

第五十一條中「第十八條第二項及び第三項並びに第十九條」を「第十九條の四」に、「覚せい剤」を「覚せい剤」に、「疑のある者につき」を「疑いのある者について」に改める。

第六章 罰則

第五十二條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の三第四項(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第三十八條の五第五項(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による退院の命令に違反した者

三 第三十八條の七第二項(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第五十三條 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは第四十三條(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

第五十四條 虚偽の事実を記載して第二十三條第一項(第五十一條において準用する場合を含む。)の申請をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十五條 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第二十七條第一項又は第二項(これらの規定を第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十七條第四項

(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

二 第二十九條の二第一項(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十九條の二第四項(第五十一條において準用する場合を含む。)において準用する第二十七條第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第三十八條の六第一項(第五十一條において準用する場合を含む。)以下この号において同じ)の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十八條の六第二項(第五十一條において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神病院の管理者

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第五十七條 次の各号の一に該当する者は、十

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

二 第三十三条第四項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第三十三条の二(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第三十三条の三、第三十三条の五又は第三十四条の二(これらの規定を第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する第二十九条第三項の規定に違反した者

五 第三十三条の四第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 第三十四条の二(第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する第三十三条第四項の規定に違反した者

七 第三十六条第三項後段(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

八 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)又は第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する第三十八条の二第二項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十一 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十二 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十三 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十四 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十五 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十六 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

十七 第三十八条の二第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)において準用する新法第二十八条の二第二項の基準、新法第三十六条第二項及び第三項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の行動の制限並びに新法第三十七条第一項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の基準の設定

(医療法の一部改正)
第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
第四十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十条に規定する精神障害者社会復帰施設の設置

第四条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を与える虞のある精神病患者と」を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)
第二条 第一条の規定による改正後の精神保健法(以下「新法」という。)第十八条第一項第三号の程度、新法第二十八条の二第二項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)、及び新法第二十九条の二第四項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の精神衛生法(以下「旧法」という。)第十八条第一項の規定による指定を受けている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、新法第十八条第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に、旧法第二十九条第一項、第二十九条の二第二項、第三十三条若しくは第三十四条(これらの規定を旧法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院し、又は旧法第四十条(旧法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により仮に退院している者は、それぞれ、新法第二十九条第一項、第二十九条の二第二項、第三十三条若しくは第三十四条第一項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により入院し、又は新法第四十条(新法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により仮に退院したものとみなす。

第五条 前条の規定により新法第二十九条の二第二項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

第六条 附則第四条の規定により新法第三十三条第一項又は第三十四条第一項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第二十九条の二第三項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の適用については、同項中「七十二時間」とあるのは、「四十八時間」とする。

第六条 附則第四条の規定により新法第三十三条第一項又は第三十四条第一項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第二十九条の二第三項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第三十三条第四項及び新法第三十四条の二において準用する新法第三十三条第四項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定を適用せず、旧法第三十六条第一項(旧法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 その附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正)
第九条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条の二第二項第一号及び第二十五条の二第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第十〇条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第二十九条の二第三項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の適用については、同項中「七十二時間」とあるのは、「四十八時間」とする。

第六条 附則第四条の規定により新法第三十三条第一項又は第三十四条第一項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第三十三条第四項及び新法第三十四条の二において準用する新法第三十三条第四項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定を適用せず、旧法第三十六条第一項(旧法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 その附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正)
第九条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第三号中「精神衛生」を「精神保健」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条の二第二項第一号及び第二十五条の二第一号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

(地方財政法の一部改正)
第十〇条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の規定により入院したものとみなされた者については、新法第二十九条の二第三項(新法第五十一条において準用する場合を含む。)

の適用については、同項中「七十二時間」とあるのは、「四十八時間」とする。

第六条 附則第四条の規定により新法第三十三条第一項又は第三十四条第一項(これらの規定を新法第五十一条において準用する場合を含む。)

新法第五十一条において準用する場合を含む。)

第十條第六号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)
第十一條 次に掲げる法律の規定中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)第十三條第二項
二 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十二條及び第十四條第三項
三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の十四第一項及び第七十二條の十七第一項

四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五條第一項第二号
五 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第二十六條第二項第三号
六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)

第三十一條第一項
七 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)別表
八 売上税法(昭和六十二年法律第...号)別表第三十五号

(麻薬取締法の一部改正)
第十二條 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「処方せん」を「処方せん」に、「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十八條の六第一項中「精神衛生鑑定医」を

「その指定する精神保健指定医」に改め、同条第二項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第五項及び第七項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十八條の七の見出しを「(精神保健指定医の職務)」に改め、同条第一項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「第十九條の四」に、「行なうほか」を「行うほか、公務員として」、「の監督のもとに」を「が指定した」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

第五十八條の八第一項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「すみやかに」を「速やかに」に、「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改め、同条第七項中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改める。

第五十八條の八中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改める。

第五十九條第二号中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第七十三條の二第一号中「精神衛生鑑定医」を「精神保健指定医」に改める。

(麻薬取締法の一部改正に伴う経過措置)
第十三條 この法律の施行前に精神衛生鑑定医が

前条の規定による改正前の麻薬取締法第五十八條の六第一項の規定により行つた診察、同条第二項の規定により行つた診断又は同項の規定により定めた期間については、それぞれ、精神保健指定医が前条の規定による改正後の麻薬取締法第五十八條の六第一項の規定により行つた診察、同条第二項の規定により行つた診断又は同項の規定により定めた期間とみなす。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)
第十四條 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び売春防止法」を、「売春防止法」に改め、「婦人保護施設」の下に「及び精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者社会復帰施設」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)
第十五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十四号中「精神衛生」を「精神保健」に改める。

第六條第十二号を次のように改める。
十二 精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に基づき、精神保健指定医を指定し、又はその指定を取り消すこと。

(関口恵造君登壇、拍手)
○関口恵造君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の

経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働基準法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法定労働時間の短縮であり、週四十時間労働制を法定労働時間短縮の目標として明らかにするとともに、当面の法定労働時間については、週四十時間労働制に向けて段階的に短縮されるよう命令で定めること、第二に、労働時間に関する規制の弾力化であり、一定の要件のもとに、フレックスタイム制、三カ月単位の變形労働時間制、一週間単位の非定型的變形労働時間制を認めること、第三に、年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるとともに、労使協定による計画的付与ができることなどであり

す。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、週四十時間労働制への移行時期、当面の週法定労働時間と適用暫予措置、變形労働時間制、年次有給休暇の最低付与日数などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党を代表して佐々木理事より妊産婦に係る變形労働時間制の適用除外等に関する修正案が、また、日本共産党を代表して内藤委員より修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より原案並びに自由民主党及び日本共産党提出の両修正案に反対、自由民主党より原案並びに自由民主党提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に賛成、日本共産党より原案並びに自由民主党提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

昭和六十二年九月十八日 参議院会議録第十二号

労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件

討論を終わり、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党提出の修正案並びに修正案を除く原案は多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に對しまして附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案は、国立病院及び国立療養所の再編成の円滑な実施を図る等のため、国立病院または国立療養所の資産の譲渡などに関する特別措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、再編成計画の基本方針、地域保健医療計画との整合性、離島、僻地における医療の確保、職員の処遇等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同より本案に反対、自由民主党より本案に賛成、日本共産党より本案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、精神衛生法等の一部を改正する法律案の主な内容は、近時の精神医療等をめぐる諸状況の変化を踏まえ、国民の精神保健の向上を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施し、並びに精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、法律の題名を「精神保健法」に改めるとともに、国民の精神的健康の保持及び増進に関する事項、精神医療審査会の設

置、精神保健指定医制度の導入、任意入院の手續等に関する事項、精神障害者社会復帰施設に関する事項その他の事項に關して所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、精神障害者の人権擁護の推進策、社会復帰促進策、精神医療における診療報酬のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいま委員長報告がありました。議案のうち、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案に對し、討論の通告がございます。発言を許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしましたして、ただいま議題となりました国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案について、反対の討論を行うものであります。

政府は、行財政改革の名のもとに、五十七年度以降の各年度の予算編成において、社会保障関係について、医療保険に見られる患者、地方への負担軽減、年金の給付水準の引き下げ、各種国庫負担の繰り延べ等、毎年国庫負担の削減、縮小に意

今回、政府が提案している国立病院・療養所の再編成計画も、国の果たすべき役割分担の明確化、効率化の名のもとに統廃合、移譲を通じて、これら機関に振り向けられていた国庫負担を削減、縮小するとともに、我が国医療について、供給体制からの再編成を通じて、国民医療費の抑制をねらうとしたものであり、国鉄赤字ローカル線廃止の病院版とも言えるのであります。

そうした政府の基本的考え方は、到底納得できないところであり、かかる立場から数点にわたって反対の意見を述べたいと思ひます。

第一に、今回の再編成計画は、財源難対策の側面を持つと同時に、さまざまな医療環境の変化の中で、国立病院・療養所に求められる役割は何か、そうした問いに対する回答であるはずであります。

政府は、この問いに對し、国立病院・療養所で行う医療を高度専門医療と位置づけ、地域での一般的な医療は地方自治体や民間にゆだねようという考えであります。国立病院は、地域住民の医療需要に基づき、高度かつ総合的な診療機能を発揮し、地域・専門医療の指導的役割を果たしてまいりました。また、国立療養所においても、国民の疾病構造の変化のもとで、結核のみならず各種難病、小児慢性疾患、脳卒中リハビリテーションなどの長期慢性疾患に対する専門的医療機能の役割を担ってまいりました。現実には地域の医療供給体制と深くかかわり合い、国民医療機関として地域住民、国民各層にその存在が深く定着した地域医療を行ってまいりました。

そのような意味から、国立医療機関の今日まで果たしてきた役割、機能に改めて目を向けるべき

であると思ひます。そうして、そのための充実強化こそ緊急の課題であると思ひます。

第二に、政府の発表している再編成計画は、統廃合、移譲の対象施設名がリストアップされているだけで、対象施設の病床数はもちろんのこと、最終的に国立医療機関の病床数、職員数の規模をどの程度にしていくのかは一切明らかにされておられません。

厚生省の説明では、単年度ごとに統廃合、移譲の対象施設名とその病床数を次年度予算の概算要求に盛り込むことになると言っており、全体計画では十年後の国立医療機関の規模を提示できないという無責任なものとなっております。

また、政府は、統廃合や経営移譲により生み出された要員について、必要に応じて医療スタッフを中心に再配分すると説明しておりますが、今日のような行革路線のもとでその保証のないことは明らかであります。まして、医療職を除く事務、現場の職員、さらに定員外職員は、合理化の名のもとに退職させられたり転勤を余儀なくされるのではないかと不安に陥れておられます。少なくとも再編成計画と銘打って発表する以上、整備のための財源、病床数、要員等について多面からの検討を重ね、肉づけをした将来像を明らかにすべきだと思ひます。

第三に、国立医療機関の再編合理化を図る理由として、財政の効率化が挙げられております。したがって、経営移譲の対象施設は、三百床未満の施設を中心に、医療に恵まれない山間僻地、離島に集中しているものであります。こうした地域は、自治体病院や民間医療機関では運営の困難なところであり、それがゆえに国が担当してきたは

ずであります。このように医療に恵まれない地域から国立の医療が撤退することは、医療供給体制の地域格差を一層拡大し、国民がひとしく医療を受ける権利を奪うことなるのであります。政府の説明する効率化は、まさに医療過疎を新たに作り出すことにつながると言わざるを得ません。

第四に、昭和六十年に医療法が改正され、都道府県が地域医療計画を作成することとなつていますが、国立病院・療養所の再編成は、そうした計画の中で、国、公、私、の役割分担や、病院と診療所の機能分化や連携などの問題と絡めて議論がなされなければならぬと思ひます。

国がひとり高度先進医療、政策医療を担当していくといつても、都道府県の医療計画と整合性を持ったものでなければ意味がありません。

今日、全国の自治体の九〇％を超える二千九百九十八議会が国立医療機関の存続と充実を求める決議を行っていることをどのように認識しているのか、全く不可解であります。現在のような地域の財政状態、政治環境の中で、赤字を背負い込むような自治体への経営移譲は全く困難であります。

第五に、本改正案で移譲、譲渡先として明らかにしているのは公的医療機関であり、それ以外は政令事項とされ、政府の説明では、公益法人のうち厚生大臣の指定するものまでその間口は大きく広げられているのであります。

この事実は、最も望ましいと思われる自治体への移譲、譲渡がいかに困難であるか、政府自身が認めていることにはなりません。さらに問題なのは、対象施設の職員の身分の取り扱いについて

政令事項にゆだねられている点であります。そこでは、移譲先の意向による職員の選別を認めるおそれもありますし、また、転勤を余儀なくされる事態をも現出しかねないことを意味しているのであります。

委員会の質疑を通じて、以上申し上げた諸点は明確にされず、審議が尽くされたとは到底言い得ないところであります。

以上、反対の意見を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。まず、労働基準法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

次に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

次に、精神衛生法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よつて、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

審査報告書
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十八日
農林水産委員長 岡部 三郎
参議院議長 藤田 正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することに

より、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、流通食品への毒物の混入等がもたらす社会的混乱の重大性にかんがみ、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に、万遺憾なきを期すべきである。

一、届出義務、協力義務等をめぐつて国民の人権を不当に侵害する事態を生ずることのないよう万全を尽くすこと。
二、流通食品への毒物の混入等の防止等のための指導、助言等が適切かつ円滑に行われるよう、関係行政機関等の連携体制を強化すること。
三、流通食品への毒物の混入等があつた場合又はそのおそれがある場合において、製造業者等の経営の安定に資する等のための措置を講ずるに当たつては、現行制度の弾力的運用を含め迅速かつ的確に対応すること。

特に、関係従業者等の救済については十分に配慮すること。
四、流通食品への毒物の混入等の犯罪により一般消費者等が受ける被害等について、適切な措置を検討すること。
右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案
三〇九

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年九月三日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。

2 この法律において「毒物」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- 一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一及び第二に掲げる物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)
- 二 薬事法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生大臣が指定した医薬品
- 三 前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

(国の施策等)

第三条 国は、流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物が故意により流通食品と混在させられること(以下「流通食品への毒物の混入等」という。)を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

3 流通食品の製造(採取及び加工を含む。)、輸入又は販売を業とする者(以下「製造業者等」という。)は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

(警察官等への届出)

第四条 製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があつたことを知つたときは、直ちにその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(捜査機関への協力)

第五条 製造業者等は、その事業に係る流通食品についての流通食品への毒物の混入等に関する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し、必要な協力をしなければならない。

(関係行政機関への通報)

第六条 警察官又は海上保安官は、流通食品への毒物の混入等があつた場合(その疑いがある場合を含む。以下同じ。)又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

(流通食品への毒物の混入等の防止のための指導又は助言等)

第七条 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等のおそれがあると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとるべき措置に関し必要な指導又は助言をすることが出来る。

2 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等があつた場合において特に必要があると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる。

3 関係行政機関は、前二項の規定の実施について、主務大臣に協力するものとする。

4 前三項の主務大臣は、当該流通食品の流通を所掌する大臣とする。

(流通食品の適切かつ円滑な流通の維持等のための措置)

第八条 国又は地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等があつた場合又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合においては、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持を図り、又は製造業者等の経営の安定に資するため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあつせしその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 流通食品に、毒物を混入し、添加し、又は塗布した者
- 二 毒物が混入され、添加され、又は塗布された飲食物を流通食品と混在させた者

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する。

3 第一項の罪の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪に当たる行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

5 第一項又は第三項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

第十条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○岡部三郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、グリコ・森永事件等の捜査状況、法律案提出に至る経緯、法律案成立後の犯罪等の抑止効果、処罰規定に係る「流通食品」「毒物」等の定義をめぐり問題と量刑の均衡、毒物混入等の届け出義務と裏取引の防止効果、製造業者等の届け出義務及び犯罪捜査への協力義務と警察権の拡大、流通食品への毒物の混入等の防止策と関係行政機関の連携体制、製造業者等の損失と援助策の内容、関係労働者への救済策、一般消費者の保護と被害の補償等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

なお、下田委員より、本法律案について、閉会中も継続して審査すべき旨の動議が提出されましたが、賛成少数をもって否決されました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、届け出義務、協力義務等をめぐって国民の人権を不当に侵害する事態を生ずることのないよう万全を尽くすことなど、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

昭和六十二年九月十八日 参議院会議録第十二号

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長名

尾良孝君。

審査報告書

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月十八日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、台湾住民である戦没者の遺族等が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に弔慰金又は見舞金を支給するための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行に要する経費としては、弔慰金及

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案 議事日程追加の件 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

び見舞金の支給に要する経費の額は現時点では未確定であるが、その支給事務に要する経費は当面的約四千七百万円の見込みである。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年九月十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する必要な事項を定めるものとする。

(弔慰金又は見舞金)

第二条 政府は、台湾住民である日本の旧軍人若しくは旧軍属であつた戦没者等の遺族又は台湾住民である日本の旧軍人若しくは旧軍属であつた戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるもの若しくはその遺族に対する弔慰金又は見舞金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 前条第一項の規定により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて同項の弔慰金又は見舞金を支給するものとする。

(弔慰金及び見舞金の支給に関する取決め)

第四条 日本赤十字社は、前条に規定する機関と第二条第一項の弔慰金及び見舞金の支給に関する取決めを締結するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔名尾良孝君登壇、拍手〕

○名尾良孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものでありまして、その内容は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者に対する弔慰金または見舞い金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとし、その講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて弔慰金または見舞い金を支給するものとするものであります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきましては、本法律案を可決すべきものと決定した後、各派共同提案に成る次の決議を行いました。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定された場

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

議事日程追加の件 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

三二二

會、同法の実施に当たっては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に共同声明第二項（日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。）及び第三項（中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。）において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

以上、申し添えます。（拍手）

○議長（藤田正明君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（藤田正明君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（藤田正明君） この際、日程に追加して、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（第九八回国会内閣提出、第九九回国会衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（藤田正明君） 御異議なしと呼ぶ者あり。御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長松尾官平君。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 審査報告書

右は多数をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。昭和六十二年九月十八日

環境特別委員長 松尾 官平
参議院議長 藤田 正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年における大気汚染の態様の変化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除後も、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を継続するため、費用負担に関する規定を整備するとともに、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会として大気汚染の影響による健康被害の予防に関する業務を追加し、新たな業務に必要な経費の財源に当てるため、汚染原因者等から提出される基金の設立を定めるもの等であつて、概ね妥当な措置と認めるが施行期日について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費として、昭和六十二年度において、一般会計予算に百九十九億千円が計上されている。本院修正により、昭和六十二年度において、少なくとも約三億円の支出増が見込まれる。

二、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見
修正は、やむを得ない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一、我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であることにかんがみ、二酸化硫黄のみならず、これらの物質を大気汚染の要素として認め、対策を一層推進すること。

二、第一種地域の指定を解除する場合には、指定地域の市区町村からの意見があつた場合はその意見を聴くとともに、未申請者にも配慮して十分な周知期間を置くこと。

三、既に認定患者に対する認定更新等に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、治療によって制度を離脱した者についても、フォローアップに努めること。また、患者の健康回復を図るための公害保健福祉事業を一層充実させるとともに、国立医療機関に、公害患者のための相談窓口設置に努めること。

四、主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、その健康影響に関する科学的知見が十分でない現状にかんがみ、調査研究を積極的に推進

するとともに、その結果に基づいて必要に応じ被害者認定の要件を明確にするなど、被害救済の方途を検討すること。

五、大気汚染による健康影響については、国立公害研究所等において総合的な調査研究を推進するとともに、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築し、複合大気汚染による健康影響の調査研究を推進すること。

六、大気汚染による健康被害を予防し、健康を回復するための健康被害防止事業については、新たに発症する慢性閉塞性肺疾患患者に配慮するとともに、予防医学等の知見を踏まえて効果的に実施すること。

七、健康被害防止事業を行うに必要な基金の創設に当たっては、大気汚染の原因者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者に、その社会的責任を踏まえて基金への拠出を確実に行使するよう、適切な措置を講ずること。

八、大気汚染の発生源対策については、ディーゼル車・大型車を中心とした自動車排ガス等の規制を一層強化するとともに、ガス・タービン等の固定発生源からのばい煙に対する規制等の対策についても強化すること。

九、窒素酸化物等の大気汚染対策については、早急に環境基準の達成を図るため、電気自動車、メタノール自動車等低公害車の普及の促進並びに輸送の共同化の促進、立体交差化等環境保全に配慮した交通体系の整備など、交通公害対策の総合的推進を図ること。

右決議する。

公青健康被害補償法の一部を改正する法律案
(第百八回国会内閣提出、本院議決)

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十七日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

公青健康被害補償法の一部を改正する法律案

公青健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十

一)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公青健康被害の補償等に関する法律

目次中「公青健康被害補償協会」を「公青健康被害補償予防協会」に改める。

第一条中「を行なう」とともに、「を並びに」に

「事業を行なう」を「事業及び大気の汚染の影響

による健康被害を予防するために必要な事業を行

う」に、「係る被害者」を「係る被害者等」に改め、

「保護」の下に「及び健康の確保」を加える。

第十三条第二項中「公青健康被害補償協会」を

「公青健康被害補償予防協会」に改める。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改

め、「処理に要する費用」の下に「(以下「補償給付

いう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者」を「を設置し、又は設置して

いた事業者で、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える

大気の汚染の原因である政令で定める物質を

排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、

最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に

応じて政令で定める量以上である工場又は事

業場を、各年度(毎年四月一日から翌年三月

三十一日までをいう。以下この章において同

じ。)の初日において設置している事業者

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合

にあつては、その解除があつた日(以下「基

準日」という。)の前日の属する年度(以下

「基準年度」という。)の初日において前号の政

令で定められていた物質(以下「対象物質」と

いう。)を排出するばい煙発生施設が設置さ

れ、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日

い煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適

用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基

準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。

第五十三条第一項を次のように改める。

各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染

負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙

発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定

める額とする。

一 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置

者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する

同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量

当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年

における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置

者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課

金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に

「補償給付支給費用等」に改め、「見込まれる金

額」の下に「(以下「賦課金見込額」という。)のう

ち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関

する金額」を加え、「同項」を「第五十二条第一

項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金

額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令

で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額は、

同号の対象物質による大気の汚染の状況に応じ

た地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの

賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に

関する金額に既被認定者の指定疾病の状況そ

の他の事情を勘案して政令で定める率を乗じ

て得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出

した算定基礎期間における対象物質ごとの総

累積量

二 前条第一項第二号ロの単位排出量当たりの

賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に

関する金額に前号の政令で定める率を

控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発

生施設等設置者が排出する前年度の初日の属

する年における対象物質ごとの総排出量

第五十五条第二項中「第五十二条第一項」を

「第五十二条第一項第一号」に改め、「政令で定める

物質」の下に「又は基準日以後に排出される対象

物質」を加え、「添付しなければ」を「添付しな

ければ」に改める。

「第五章 公青健康被害補償協会」を「第五章

公青健康被害補償予防協会」に改める。

第六十八条中「並びに第四十八条」を、「第四

八条」に改め、「納付金の納付」の下に「並びに大

気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体に対する助成金の交付」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十二条中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

第七十七条第一項本文を次のように改める。

会長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第八十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 大気の汚染の影響による健康被害の予防に關する調査研究、知識の普及及び研修

五 大気の汚染の影響による健康被害の予防に關する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金の交付

第九十条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第九十四条に次の一項を加える。

3 協会は、第一項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(基金)

第九十八条の二 協会は、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源をその運用によつて

得るための基金を設け、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金をもつてこれに充てるものとする。

2 協会は、基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で運用方法を特定しないもの」と読み替えるものとする。

第百一条及び第百二条第一項中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第百三条中「ついでには」の下に、「次項に規定するもののほか」を加え、同条に次の一項を加える。

2 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第百四条の見出し中「大蔵大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条第一項第三号中「第二号」の下に「第九十八条の二第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、第九十条第一項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。

第百四条の次に次の一条を加える。

(主務大臣)

第百四条の二 この法律において、主務大臣は、環境庁長官及び通商産業大臣とする。ただし、第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に關する事項につ

いては、環境庁長官とする。

第百四十五条中「五万円」を「十万円」に改める。

第百四十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百四十七条中「五万円」を「十万円」に改める。

第百四十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第九十八条の二第三項において準用する第九十八条の規定に違反して基金を運用した」に改め、同条第五号中「環境庁長官及び通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第十九条の二の次に次の二条を加える。

(提出金の事業費への充て)

第十九条の三 協会は、第九十八条の二第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、同項に規定する者から拠出される拠出金の一部を第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に要する費用に充てることのできる。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(協会に対する財政上の措置)

第十九条の四 政府は、協会在第九十八条の二第一項の基金の運用により生ずる収益によつて第

八十八条第四号及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源を確保することができるまでの間、協会に対し、基金に關する財政上の措置を講ずることが出来る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会という名称を使用している者については、改正後の公害健康被害の補償等に関する法律第七十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補償予防協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)
--------------	--------------------------------

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)
--------------	----------------------------------

(売上税法の一部改正)

第七条 売上税法(昭和六十二年法律第...号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表公害健康被害補償協会の項を次のように改める。

公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)
--------------	----------------------------------

別表第三第十五号ト中公害健康被害補償法

を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「公害健康被害補償協会」を「公害健康被害補償予防協会」に改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「公害健康被害補償法」を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改める。

- 一 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)第二十一条第一項
- 二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条の二

昭和六十二年九月十八日 参議院会議録第十二号

三 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)第四十条第二十号

四 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四十条第四十六号

〔松尾官平君登壇、拍手〕

○松尾官平君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における大気汚染の態様の變化を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合において、指定解除前に認定を受けた者に対する補償を指定解除後も継続して行うため、指定解除前にはばい煙発生施設等を設置していた者から汚染負荷量賦課金を徴取すること等、費用負担に関する規定の整備を図るとともに、公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に改め、健康被害防止事業に関する業務を行うことができよう所要の改正を行い、その新業務に必要な経費の財源として、新たに大気汚染の原因者及び関係者から拠出される基金の設立を定めるものであります。

委員会におきましては、指定及び解除の要件を示さず、現行の四十一指定地域を全面解除することの是非、専門委員会報告と中公審答申との相違点、中公審会議録の非公表と国会審議との関係、内閣総理大臣による関係地方自治体の意見聴取手続、窒素酸化物等自動車排ガスによる交通公害対策、都市型複合汚染による健康影響と調査研究のあり方、補償給付にかかわる健康被害防止事業

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

の実効性と基金構想等の諸問題について質疑が行われるとともに、関係地方自治体、費用負担者及び公害患者の代表並びに学識経験者の参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

また、東京都板橋区大和町の交差点及び大気汚染測定局を現地視察して実情調査を行うなど、慎重に審議を行つてまいりました。

質疑を終りましたところ、本法律案に対し、自由民主党を代表して曾根田委員より、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することを内容とする修正案が提出されました。

なお、曾根田委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、稲村環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としてはやむを得ない旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員より修正案及び原案に反対、自由民主党を代表して石井委員より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議を代表して高桑委員より修正案及び原案に反対、日本共産党を代表して近藤委員より修正案及び原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であることにかんがみ、二酸化硫黄のみならず、これらの物質を大気汚染の要素として認め、対策を一層推進すること等、九項目にわたる自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案による附帯決議が全会一致で付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 本案に対し、討論の通告がございませう。順次発言を許します。田淵勲二君。

〔田淵勲二君登壇、拍手〕

○田淵勲二君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、公害健康被害補償法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論を行うものであります。

本法案は、工業都市地域を中心に硫酸酸化物の濃度が減少し改善されたとして、現行の四十一の第一種指定地域を一挙に全面解除しようとしているものであります。しかも、これは制度上もはや大気汚染による公害病患者は出ないと決めつけたものであり、これからは大気汚染でぜんそくになつても汚染者の費用で補償されることはなく、新たな患者は当然の権利である補償の道を閉ざされるわけでありませう。これは昭和四十九年に民事責任を踏まえた損害賠償制度として発足し、公害被害者の補償、救済のみならず、大気汚染による公害の予防にも重要な役割を果たしてきた本法の精神を踏みにじり、本制度の空洞化をもたらすものであり、このことは環境行政の変質と大幅な後退を示すものであります。

当委員会が行つた板橋区大和町交差点の現地調査によつても明らかなく、今日なお、大都市や幹線道路沿線における窒素酸化物、大気中粒子状物質による複合汚染は依然として改善されておらず、公害患者は増加しております。このような現状において、大気汚染と健康影響との因果関係に

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

ついで、科学的知見の集積による合理的な説明もないまま、弱い立場の公害被害者を切り捨てることを目的とする環境行政の原点を放棄したまことに暴挙と言わざるを得ません。

政府は、今回の法改正は、中公審答申を踏まえて、本制度をより公正で合理的なものとするものであるとしておりますが、中公審の専門委員会が、「現在の大気汚染は、慢性閉塞性肺疾患に何らかの影響を及ぼしていることは否定できない。また、局地的汚染と感受性の高い集団の存在に留意すべきである」と指摘した重要な点を本答申はねじ曲げ、事故以外にはあり得ない判断条件を勝手に作文して、これに当たらないとし、指定地域の全面解除の方向を打ち出しておるのであります。

そればかりでなく、答申は、東京都の調査の結果、幹線道路沿道での局地的汚染では、女性の肺がんや乳幼児の呼吸器疾患への影響を示唆した点をも無視するなど、極めて不公正、不合理なものであり、国会の審議を通じても納得できる説明はなされておられません。

殊に遺憾なのは、この専門委員会報告と答申との相違点をたすため必要不可欠である中公審での部会、専門委員会及び作業小委員会における議事録や関係資料の委員会提出要求を拒否したことであり、国会が必要かつ正確な資料に基づいて法案を納得できるまで審議することは当然の責務であります。委員会の協議に基づく委員長長の資料提出要望をあくまで拒否するということは、中公審の申し合わせを隠れみのにして国会の審議

権を妨害するものであり、断じて許すことはできません。

さらに問題なのは、本法案の提出の過程において、本件諮問を付託された中公審の環境保健部会とそのもとに設置された専門委員会、作業小委員会のいずれについても、被害者ないし被害者団体の推薦する委員が一人も存在しなかったことであり、それに引きかえ、経団連初め第一種指定地域の解除を強く要求してきた団体の責任者を初め、原因者や費用負担者である産業界を代表する委員が相当数を占めている事実を見ましても、このような構成は中公審の使命と目的に反する全く不正なものと言わざるを得ないのであり、かかる審議過程を経た答申に基づく法案は、直ちに撤回すべきであります。

次に、本法案は、第一種指定地域を全面解除した後には、個人に対する個別の補償ではなく、総合的な環境保健施策を推進することとしておりますが、中公審会長がその早急な具体化を求めたにもかかわらず、事業メニューの開発や自治体との関係及び助成基準等はなお明らかではありません。また、新事業を支える基金についても、事業ベースでの積算根拠や国を含めた拠出者並びに拠出方式等が不明確なままであります。これで果たして実効性のある環境保健施策が講ぜられるのか全く疑わざるを得ません。

また、公害認定患者は毎年約九千人も増加しておりますが、地域指定解除によって公害患者が一人もいなくなるということは全くナンセンスであります。

総理は、法案審議の中で、地域指定解除後においても、科学的調査の結果により再び指定するこ

ともあり得るとの答弁を行ったのでありますが、その具体的な再指定の要件は明らかにされておられません。

我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であります。したがって、これらの物質を地域指定の要件である著しい大気汚染の要素として認め、速やかに指標化を図るべきであります。

また、主要幹線沿道等の局地的汚染については、科学的な調査研究を積極的に推進し、その結果に基づいて被害者認定の要件を明確にすべきであります。これらの具体的な内容が明確にされない以上、総理の再指定の約束は全く内容のないその場限りの答弁と言わざるを得ません。

さらに、今回の法改正は、初めに地域指定全面解除の結論があつて、後は形式的な手続を踏んだにすぎないとの批判も出されておりますが、このことは本法案の提出の過程においても、中公審の審議に企業側の代表を参加させながら公害患者側の代表を除外したこと、五十一の関係自治体のうち四十五の九割にも及ぶ反対、慎重の意見を全く無視したこと、また、委員会の審議において都合の悪い中公審の資料の提出をあくまで拒否したことなどから見ても明らかであります。

確かに、昭和四十年代に比べて工場から出る硫酸化物の濃度は減少傾向をたどっていると言われておりますが、その制度の何らかの見直しは必要であるかもしれせん。しかし、大気汚染の程度を測定する際の指標とされた窒素酸化物や浮遊粒子状物質の汚染は何ら改善を見ることなく、依然として深刻な状況が続いていることは、専門委員会報告等も認めているところであり、硫酸酸化物

による汚染の改善だけに着目して一気に制度を廃止するに等しいこの変更は、まさに無謀と言ふほかございせん。なぜ制度の現実に見合った改善策がとれないのか、四十一指定地域の全面解除ではなくて、再調査を行った上で国民や公害患者の皆さんが納得する見直しを図れないのか。血の通った施策をとるべき立場の環境庁が、産業界だけの意見を優先させて一機に変更してしまおうとする政府の態度にはどうしても私は納得することができません。このような手続的にも、内容的にも、また現実的にも多くの矛盾と問題を抱えた法案は、直ちに撤回すべきであり、これを多数の力で成立させることには断固反対するものであります。

本法案については、公害患者を初め多くの関係者が注目しているのであります。弱い立場の公害患者を一方的に切り捨てるばかりでなく、公害防止の歯どめを放棄する本法案の成立を推進した政府・自民党は、環境庁の存在意義をも否定したものであることを警告して、本法案に強く反対する決意を表明して討論を終わるものであります。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 高桑栄松君。

〔高桑栄松君登壇 拍手〕

○高桑栄松君 私、公明党・国民会議の立場から、公害健康被害補償法の一部改正案につきまして、反対の意見並びに私の提案を述べさせていただきます。まず最初に、健康被害とその対応につきまして、私の次の三つの考え方を述べたいと思つて、これはこの法案についての私の批判の、そし

て私の提案の基本となる考え方でございます。再度申し上げさせていただきます。

一つは、健康にかかわる行政は、これは医学的判斷に基づくべきものであることとあり、二番目は、公害による健康被害については、疑わしきは救済するというのが基本理念であつたはずであることとあります。三番目は、健康と疾病の関係は連続したスペクトラムである、したがって、ある時点を境としてオール・オア・ナン、こういうことはないこととあります。

これが私の基本的な考え方の三つの条件でございますが、さて、現状における大気汚染はSO₂、主役から御承知のようにNO_x、それから浮遊粒子状物質を含む複合汚染へと移行しつつあります。これは特に都市型大気汚染の特徴とされるものであります。このことは中公審の専門委員会報告あるいは東京都の調査、それから大学、研究所のレポートにも明らかでございます。公害健康被害という言葉の公害とは、SO₂ではないのでありまして、これは複合汚染が公害のもとということなのであります。大気汚染対策は複合汚染対策へと視点を移すべき段階にあるということ、これは明らかであると思ひます。

そこで、現状における複合汚染を無視して地域指定を全面的に解除するということは、医学的に甚だ疑問があります。その細かい理由につきましては、この法案が提案されたときの趣旨説明の際の私の質疑にも出しましたし、委員会においてもしばしば申し上げさせていただきました。私は、全面解除というのは時期尚早であると考え、反対をいたします。

二番目は、指定解除について意見聴取を地方自治体に求めておられます。その回答は、九割が反対であることとあります。疑わしきは救済するという基本理念を申し上げましたが、この点に立ちましても、民意は尊重されるべきであると私は思ひます。

次は、都市型大気汚染の主役がNO_x、そして浮遊粒子状物質に移つたと申し上げたのでありますけれども、このNO_x及び浮遊粒子状物質というのは、第一義的な侵襲部位が気道末梢部である、つまり呼吸器系の一歩奥まで入つていくということがございます。これはSO₂とはまたこの到着地点が違ふということとございます。

さらに、重要な知見が出てきております。NO_xの存在下で芳香族炭化水素が発がん物質に変わるのではないかとということが論じられております。これらを考慮いたしますと、私は長期慢性影響、特に肺がんとの関連に注目すべきであるというところを申し上げたいと思ひます。そして、その対策は未来を予測して急ぐ必要があるというふうにか考へるのであります。

現状を見ますと、大気汚染物質中の一部のもの、つまりSO₂であります。この濃度が改善されていることは確かだと思ひます。しかし、一方、新たな物質、すなわちNO_x及び浮遊粒子状物質による汚染が進行していることも明らかであります。これらを勘案いたしますと、地域指定の解除に関して再検討もあり得ると私は思ひます。しかし、それには次のような条件があると私は考へます。

まず一つは、大気汚染対策の目安として複合汚染の環境基準ガイドラインというものを設

定する必要があります。今までは、大気汚染というものは単体で決めております。複合となると、これは一足す一は二であるか、あるいは一足す一は三になるか、ひよっとしたら一・五になるかわからない。したがって、相乗的であるか相加的であるか、あるいはマイナスに働くかわかりませんが、この複合汚染の環境基準というものの組み合わせが大変たくさん出てくるわけでありまして、これは研究を待つては随分時間がかかると、そういうデータが出るまで待たないのは少くとも科学的ではないと思ひます。予防医学的に考えれば、とりあえずは複合汚染の環境基準ガイドラインというものを暫定的につくりまして、これを一つの目安として対策を進めていく必要があると思ひます。

二番目は、汚染の地域特性であります。複合汚染ということは幾つかの条件が重なる。今三つ挙げられておりますけれども、本来もつとあつてい

いわけです。しかし、今大きな対象汚染物質が三つ挙げられておりますが、その三つの条件がいろいろあるわけでありまして、そういう複合汚染状況に際して、全面解除ではなくて、個別的条件を検討して解除については検討する必要があります

ではなからうか、こう思ひます。

三番目は、疾病と健康の関連は連続的なものであつて、断絶はないというお話を申し上げました。したがって、新患者に対して、解除後の新患者というものをどう扱うかということ、私は医学的立場ではやはり公害との関連において考へるべきことだと思ひます。したがって、新患者に対しては、経過期間であるとか、あるいは

は認定条件等を新しくセツトいたしました。そういったことでの中間措置を私は考へるべきであるということが私の提案でございます。

以上、私の反対理由と提案を申し上げます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

は認定条件等を新しくセツトいたしました。そういったことでの中間措置を私は考へるべきであるということが私の提案でございます。

以上、私の反対理由と提案を申し上げます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

昭和六十二年九月十八日 参議院会議録第十二号

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 日程第四より第七までの請願及び小規模障害者作業所等の助成に関する請願外九十五件の請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十二年九月十八日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

○議長(藤田正明君) これらの諸願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

これにて、休憩いたします。

午後八時四十六分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議員

議長	藤田 正明君
副議長	瀬谷 英行君
及川 順郎君	片上 公人君
平野 清君	刈田 貞子君
猪熊 重三君	木本平八郎君
青木 茂君	鶴岡 洋君
中野 鉄造君	小西 博行君
坂山 映子君	藤野 賢二君
中野 明君	矢原 秀男君
釜山 昭範君	広中和歌子君
井上 計君	山田 勇君
林 健太郎君	出口 廣光君
太田 淳夫君	三木 忠雄君
飯田 忠雄君	和田 教美君
柳澤 鍊造君	三治 重信君

高平 公友君	林 寛子君
堀出 啓典君	原田 立君
高桑 栄松君	中西 珠子君
栗林 卓司君	関 嘉彦君
下条進一郎君	北 修二君
多田 省吾君	黒柳 明君
田代富士男君	高木健太郎君
田淵 哲也君	田中 正巳君
徳永 正利君	青島 幸男君
西川 潔君	二木 秀夫君
宮崎 秀樹君	本村 和喜君
下村 泰君	喜屋武眞榮君
山田耕三郎君	松浦 孝治君
福田 幸弘君	前島英三郎君
水谷 力君	宮島 晃君
矢野俊比古君	吉川 博君
吉川 芳男君	吉村 眞事君
竹山 裕君	曾根田郁夫君
杉元 恒雄君	岡野 裕君
大浜 方栄君	井上 裕君
井上 孝君	遠藤 政夫君
降矢 敬義君	堀江 正夫君
増岡 康治君	真鍋 賢二君
最上 進君	大河原太一郎君
亀長 友義君	成相 善十君
金丸 三郎君	後藤 正夫君
佐々木 満君	沢田 一精君
長谷川 信君	堀内 俊夫君
嶋崎 均君	熊谷太三郎君
加藤 武徳君	植木 光教君
木村 睦男君	石本 茂君
服部 安司君	長田 裕二君

井上 吉夫君	梶木 又三君
小島 静馬君	藤井 孝男君
海江田鶴造君	工藤万砂美君
志村 哲良君	野沢 太三君
永野 茂門君	永田 良雄君
中曾根弘文君	高橋 清孝君
田辺 哲夫君	石井 道子君
添田増太郎君	守住 有信君
寺内 弘子君	青木 幹雄君
上杉 光弘君	倉田 寛之君
佐藤榮佐久君	石井 一二君
大城 眞順君	宮澤 弘君
杉山 令華君	向山 一人君
森山 眞弓君	仲川 幸男君
浦田 勝君	森田 重郎君
田代由紀男君	谷川 寛三君
岩上 二郎君	前田 勲男君
中村 太郎君	山本 富雄君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君
山東 昭子君	宮田 輝君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君
土屋 義彦君	山内 一郎君
西村 尚治君	初村滝一郎君
中西 一郎君	鳩山威一郎君
世耕 政隆君	山崎 竜男君
河本嘉久蔵君	星 長治君
松岡満壽男君	柳川 覺治君
秋山 肇君	野末 陳平君
鈴木 貞敏君	下稻葉耕吉君
斎藤 文夫君	田 英夫君
山本 正和君	小野 清子君
大塚清次郎君	木宮 和彦君

久世 公堯君	香掛 哲男君
松浦 功君	福田 宏一君
村上 正邦君	名尾 良孝君
高木 正明君	関口 恵造君
川原新次郎君	小川 仁一君
松尾 官平君	板垣 正君
岩本 政光君	田沢 智治君
大木 浩君	岡部 三郎君
梶原 清君	大鷹 淑子君
岡田 広君	大島 友治君
林田悠紀夫君	林 直君
坂元 親男君	福岡 知之君
浜本 万三君	斎藤 十朗君
平井 卓志君	遠藤 要君
古賀雷四郎君	志村 愛子君
桧垣徳太郎君	原 文兵衛君
小山 一平君	一井 淳治君
千葉 景子君	田淵 勲二君
吉川 春子君	内藤 功君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
山口 哲夫君	下田 京子君
橋本 敦君	佐藤 昭夫君
糸久八重子君	稲村 稔夫君
菅野 久光君	近藤 忠孝君
諫山 博君	中村 哲君
上野 雄文君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	香脱タケ子君
神谷信之助君	村沢 牧君
大木 正吾君	丸谷 金保君
矢田部 理君	志苦 裕君
山中 郁子君	吉岡 吉典君

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

三三〇

本岡 昭次君 野田 哲君
 粕谷 照美君 赤桐 操君
 安永 英雄君 立木 洋君
 市川 正二君 対馬 孝且君
 青木 薪次君 安恒 良一君
 鈴木 和美君 八百板 正君
 小野 明君 秋山 長造君
 小笠原貞子君 上田耕一郎君
 宮本 顕治君

内閣総理大臣 中曾根康弘君
 法務大臣 速藤 要君
 外務大臣臨時代理 後藤田正晴君
 國務大臣 (内閣官房長官) 厚生 大臣 齋藤 十朗君
 農林水産大臣 加藤 六月君
 運輸大臣 橋本龍太郎君
 労働大臣 平井 卓志君
 國務大臣 (環境庁長官) 稲村 利幸君

議員派遣中の議員

鈴木 省吾君

議長の報告事項

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

藤井 恒男君 補欠 橋本孝一郎君
 藤井 恒男君 補欠 橋本孝一郎君

通信委員

橋本孝一郎君 補欠 藤井 恒男君
 岩崎 純三君 補欠 井上 裕君

決算委員

岩崎 純三君 補欠 井上 裕君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 環境特別委員 辞任 補欠

環境特別委員

辞任 補欠

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。
 環境特別委員会 委員長 松尾 官平君(山東昭子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。
 労働基準法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第五七号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。
 マル優等非課税貯蓄制度改正に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 内閣委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 地方行政委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 建設委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 科学技術特別委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 環境特別委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 社会労働委員 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 文教委 辞任 補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 大蔵委員 辞任 補欠

高橋 清孝君 石本 茂君

坂山 映子君 橋本孝一郎君

鈴木 和美君 久保田真田君

小野 清子君 森下 泰君

石井 道子君 松浦 孝治君

石本 茂君 高橋 清孝君

遠藤 政夫君 久世 公麿君

曾根田郁夫君 杵掛 哲男君

森下 泰君 小野 清子君

橋本孝一郎君 坂山 映子君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

松浦 孝治君 石井 道子君

杵掛 哲男君 曾根田郁夫君

参議院議員木本平八郎君提出宅配便運賃等認可制に関する再質問に対する答弁書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日衆議院から、同院は国会の会期を九月十九日まで十一日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 補欠

地方行政委員 辞任 補欠

法務委員 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

社会労働委員 辞任 補欠

科学技術特別委員 辞任 補欠

環境特別委員 辞任 補欠

建設委員 辞任 補欠

商工委員 辞任 補欠

社会労働委員 辞任 補欠

文教委 辞任 補欠

大蔵委員 辞任 補欠

高橋 清孝君 補欠 高橋 清孝君

久世 公麿君 補欠 久世 公麿君

官本 顕治君 補欠 官本 顕治君

神谷信之助君 補欠 神谷信之助君

宮本 顕治君 補欠 宮本 顕治君

鈴木 和美君 補欠 鈴木 和美君

久保田真田君 補欠 久保田真田君

鈴木 和美君 補欠 鈴木 和美君

石井 道子君 補欠 石井 道子君

曾根田郁夫君 補欠 曾根田郁夫君

石本 茂君 補欠 石本 茂君

一井 淳治君 補欠 一井 淳治君

農林水産委員 辞任 補欠

高杉 勉忠君 補欠 及川 一夫君

商工委員

石井 道子君 補欠 遠藤 政夫君

通信委員

及川 一夫君 補欠 高杉 勉忠君

建設委員

曾根田 郁夫君 補欠 哲男君

予算委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

環境特別委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

内閣委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

地方行政委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

法務委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

社会労働委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

農林水産委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

特別措置法案

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 柳澤 鍊造君 補欠 井上 計君

地方行政委員 久世 公麿君 補欠 遠藤 政夫君

法務委員 宮本 願治君 補欠 神谷信之助君

社会労働委員 千葉 景子君 補欠 秋山 長造君

農林水産委員 松浦 孝治君 補欠 久世 公麿君

及川 一夫君 補欠 本岡 昭次君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 柳澤 鍊造君 補欠 井上 計君

商工委員

遠藤 政夫君 補欠 松浦 孝治君

通信委員

井上 計君 補欠 柳澤 鍊造君

建設委員

高杉 勉忠君 補欠 及川 一夫君

予算委員

秋山 長造君 補欠 一井 淳治君

内閣委員

鈴木 和美君 補欠 野田 哲君

地方行政委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

法務委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

社会労働委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

農林水産委員

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

特別措置法案

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

特別措置法案

野田 哲君 補欠 鈴木 和美君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 柳澤 鍊造君 補欠 井上 計君

地方行政委員 久世 公麿君 補欠 遠藤 政夫君

法務委員 宮本 願治君 補欠 神谷信之助君

社会労働委員 千葉 景子君 補欠 秋山 長造君

農林水産委員 松浦 孝治君 補欠 久世 公麿君

及川 一夫君 補欠 本岡 昭次君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

抵当証券業の規制等に関する法律案(閣法第九号)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 柳澤 鍊造君 補欠 井上 計君

昭和六十二年九月十八日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

環境特別委員

辞任

補欠

一井 淳治君

田淵 勲二君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員木本平八郎君提出中小企業信用補完制度に関する質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する再質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出死に対する患者の人権と医師の治療義務に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出成田・羽田両空港へのアクセス整備に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、九月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

遠藤 政夫君

久世 公堯君

文教委員

辞任

補欠

寺内 弘子君

石本 茂君

社会労働委員

辞任

補欠

石井 道子君

松浦 孝治君

石本 茂君

寺内 弘子君

久世 公堯君

遠藤 政夫君

曾根田郁夫君

香掛 哲男君

商工委員

辞任

補欠

松浦 孝治君

石井 道子君

建設委員

辞任

補欠

香掛 哲男君

曾根田郁夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

原 文兵衛君

宮崎 秀樹君

星 長治君

二木 秀夫君

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

野田 哲君

鈴木 和美君

法務委員

辞任

補欠

秋山 肇君

野末 陳平君

外務委員

辞任

補欠

秋山 長造君

矢田部 理君

大蔵委員

辞任

補欠

鈴木 和美君

野田 哲君

野末 陳平君

秋山 肇君

予算委員

辞任

補欠

上田耕一郎君

佐藤 昭夫君

決算委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

上田耕一郎君

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

鈴木 和美君

野田 哲君

地方行政委員

辞任

補欠

野末 陳平君

秋山 肇君

法務委員

辞任

補欠

土屋 義彦君

平井 卓志君

大蔵委員

辞任

補欠

野田 哲君

鈴木 和美君

商工委員

辞任

補欠

秋山 肇君

野末 陳平君

予算委員

辞任

補欠

平井 卓志君

土屋 義彦君

決算委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

上田耕一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

補欠

宮崎 秀樹君

原 文兵衛君

二木 秀夫君

星 長治君

同日内閣から、参議院議員木本平八郎君提出マル優等非課税貯蓄制度改正に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

神谷信之助君

宮本 顕治君

法務委員

辞任

補欠

長谷川 信君

林 健太郎君

梶木 又三君

杉山 令華君

徳永 正利君

吉川 芳男君

斎藤 十朗君

添田増太郎君

矢田部 理君

千葉 景子君

宮本 顕治君

神谷信之助君

外務委員

辞任

補欠

林 健太郎君

長谷川 信君

文教委員

辞任

補欠

木宮 和彦君

曾根田郁夫君

杉山 令肇君 堀木 又三君
石本 茂君 寺内 弘子君
山本 正和君 高杉 勉忠君

補欠

哲男君 木宮 和彦君
寺内 弘子君 永田 良雄君
对馬 孝且君 本岡 昭次君
千葉 景子君 矢田部 理君

補欠

農林水産委員

高杉 勉忠君 山本 正和君

補欠

商工委員

本岡 昭次君 对馬 孝且君

運輸委員

吉川 芳男君 徳永 正利君

通信委員

添田増太郎君 齋藤 十朗君
永田 良雄君 石本 茂君

建設委員

曾根田郁夫君 香掛 哲男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員 補欠

辞任 木宮 和彦君 宮崎 秀樹君
中曾根弘文君 寺内 弘子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 披山 映子君(披山映子君の補欠)
同日委員長から次の報告書が提出された。
労働基準法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第五七号)審査報告書

文教委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

運輸委員会請願審査報告書(第一号)

同日議長は、元内閣総理大臣岸信介君に対しさきに議決した弔詞を贈呈した。

本日議員嶋崎均君外十七名から委員会審査省略要

求書を付して次の議案が提出された。
日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議案

本日委員長から次の報告書が提出された。
国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(第百七回国会閣法第一号)審査報告書

精神衛生法等の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六四号)審査報告書

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(第百七回国会衆議第六号)審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第六二号)審査報告書

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案(衆第一一号)審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三六号)審査報告書

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

中小企業信用補完制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和六十二年八月十二日
木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

中小企業信用補完制度に関する質問主意書

政府は、中小企業の円高不況克服の一助として、中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の機能充実に努め、国際経済関連保証、新技術企業化保証、転換関連保証並びに別枠保証増額等極めて細かく対応しているが、過日新潟県燕市の金属、食器及び金属ハウスウェア業界の実情を視察したところ、せつかくの政府施策が未端実施段階で必ずしも有効に機能していないことが判明した。

燕市の同業界は、血のじむような自助努力、すなわち経営の合理化及び従来からの大量生産型中級品から手造り工芸品的な高級品への転換による製品の付加価値化を推進することにより、倒産廃業の多発を食い止め小康を保っているものの、すでに力を出し切り、担保を使い切り、ほぼ自助努力の限界点に達している。

したがつて今後ますます必要となる新製品開発資金、いわゆるR&D資金の調達に極めて困難な状況にあり、当然信用保証協会に相談しているが、昨今審査が厳しく、十分な担保がない場合パスすることは難しい。このままではR&D資金不足のため成長性を失い、次のステップで減退しかねないという危惧している。

仄聞するところ、信用保険公庫の赤字三千五百億円を解消するため、昭和六十、六十一、六十二

年度については中央よりの締めつけが厳しいようであるが、仏作つて魂入れずのことわざどおりとなつていないと考へられる。
以上、これらの実情を踏まえ、次の諸点について政府の意向並びに見解を伺いたい。

一 信用保険公庫の赤字を別の財政措置により、解消せしめる考へはないか。
二 地域経済活性化の観点より、地方自治体首長の要請に基づき、R&D資金に対しては、無担保保証を認めるような行政措置は取れないか。(現行の無担保保証額は一件五百万円、R&D目的には過少である)

三 R&D資金に対しては担保充当率を引き下げ、R&D資金に対しては、申請者がすでに所有している技術あるいは当該資金により開発される新技術を無形資産として認定し、これを担保として評価するすべしは考へられないか。

右質問する。

昭和六十二年九月十一日
内閣総理大臣 中曾根康弘
参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出中小企業信用補完制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出中小企業信用補完制度に関する質問に対する答弁書

中小企業信用補完制度を長期的に維持・発展させていくためには、同制度が健全に運営され

一について

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号

質問主意書及び答弁書

ることが必要である。なお、中小企業者に対する信用補充の円滑化に資するため、毎年、中小企業信用保険公庫に対して追加出資を行つているところである。

二について

中小企業信用保険の対象資金には研究開発資金も含まれており、その無担保保険の付保限度額は一千万円となつてゐる。

さらに、昭和六十一年に創設された国際経済関係保証制度、転換関係保証制度及び特定地域関係保証制度においては、都道府県知事の認定等を受けた中小企業者に対し、一般の債務保証とは別枠の付保限度額を定めてゐる。また、国際経済関係保証制度においては、当該付保限度額一千万円を二千万円に引き上げる特別措置も講じられてゐるところである。

三について

信用保証協会は、中小企業者の技術力・経営力や事業の将来性等を十分に評価した上、債務保証を行つてゐるところである。また、物的担保の評価及び担保徴求については、それらが適切に行われるよう、従来より信用保証協会を指導してゐる。

四について

信用保証協会が徴求する担保としては、その処分により換価できる見込みのあることが必要であり、今後開発される技術等について担保とすることは困難である。

ただし、信用保証協会が債務保証する場合に、借入中小企業者の技術力等についても十分

考慮してゐるところである。

宅配便運賃等認可制に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年八月十八日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

宅配便運賃等認可制に関する再質問主意書
七月十日付東京新聞の記事に基づき、首題の件につき七月十五日提出した質問主意書に対し、八月七日付内閣参質一〇九第二号答弁書が送付されたが、答弁が極めて不十分と考へるので、以下再質問する。

一 答弁(1)は東京新聞記事の事実関係と趣旨の説明と了解する。運輸省は本年六月実施の数量割引制度の制度化が、宅配便の一層の向上に寄与すると主張してゐるが、ミクロ的にそのような利点があるとしても、マクロ的には行政の肥大化と民生活阻害のマイナス点がより大きく、特に料金については市場原理に任せるべきことは前川レポートが繰り返し述べてゐるとおりと考へるが、政府の見解はどうか。

二 答弁(2)については、運輸省関連許可認可制度が利用者の利便を損なつてゐると思はれる若干の具体例を示し、これらを含め二百七項目に達すると言われている運輸省の諸規制の緩和の手順につき質問したが、答弁は著しく具体性を欠いてゐる。答弁の末尾に「所要の改善措置を計画的に講じてきてゐる」とあるが、当方の質問は

まさにその計画の内容につき時期と手順の説明を求めたものである。具体的説明を伺いたい。

三 最後に運輸行政の基本的姿勢を伺いたい。鉄道、バス、トラック、タクシー、航空機など、消費者あるいは旅客(利用者)と手段提供者(業者)の利害が対立した場合、いずれを優先させるべきと考へてゐるか。昨今の日本経済及び社会情勢を鑑みると、現在以上の産業奨励並びに業界育成は必要なく、むしろ遅れてゐる国民生活の向上の方が優先されるべきであり、運輸行政も消費者中心に進められるべきと考へるが、政府の意向と見解を伺いたい。

右質問する。

昭和六十二年九月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出宅配便運賃等認可制に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出宅配便運賃等認可制に関する再質問に対する答弁書
一及び三について

運輸行政は、国民生活上不可欠な輸送サービスについて、利用者が良質なサービスを安定的に受けることができるようにすることを目的としており、この目的を達成するためには、運輸事業者が安定的な経営を行い、これにより、公共性の高いサービスの安定的かつ適正な供給が確保されること、利用者の安全性が確保される

こと等運輸事業の健全な発達を図られる必要がある。

このような観点から、運輸事業について、事業免許、運賃又は料金の認可等の規制を行つてゐるところであり、このような規制は、国民生活の安定及び向上を図るために、今後とも必要であると考へてゐる。

なお、今回の宅配便に係る数量割引の制度化は、特定の企業荷主に対してのみ事実上行われていた運賃の数量割引を、一般の利用者も利用できるように適正化を図つたものであり、運輸行政の目的に照らし適切な措置であると思へてゐる。

二について

運輸省では、昭和五十九年七月の機構改革を契機として、省内に検討委員会を設け、運輸事業全般にわたり独自に規制の見直しを行い、昭和六十年三月以降、規制緩和を図るための措置を逐次実施してきたところである。

また、昭和六十年七月の臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」で指摘された運輸関係の規制緩和事項についても、同年九月に閣議決定された「当面の行政改革の具体化方策について」により定められたスケジュールに従い、昭和六十年度に、利用者保護のための宅配便の標準約款の制定など九十二件、昭和六十一年度以降現在までに、航空三社の事業分野の見直しなど十六件を実施に移しており、残りの事項六件についても、引き続き検討を進め、必要な措置を講じていくこととしてゐる。

不要電磁波の障害対策に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年八月十九日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

不要電磁波の障害対策に関する再質問主意書

昭和六十二年七月三十一日付内閣参質一〇九第一号「不要電磁波の障害対策に関する質問に対する答弁書」(以下、「答弁書」という。)について以下質問する。

一 答弁書の五において、政府は「電磁波による障害防止のための基礎的な研究に関しては、障害を受ける機器に係る研究を含め、今後とも民間企業の研究開発動向等も踏まえながら、政府の研究機関において研究を進めていくこととしている」と述べているが、従来の諸公害対策時と異なり、現在は世界的に科学技術の進歩が速く、それに伴う公害等も従来より急速かつ広範に影響を及ぼすことが予想されるので、個々の機器対策は民間企業に任せるにしても、インターディシプリナリーな分野及び一般的な対策については、公的機関が採算や利害を度外視して、基礎的な分野にとどまらず研究並びに実施を行う必要がある。

したがって超電導など新規に出現する技術に伴う電磁波対策については、政府が積極的に政府関係機関で総合的な研究を実施する必要があると考えるがどうか。具体的な計画を示されたか。

二 政府は当該研究のために早急に研究委員と予算を投入すべきであると考えますが、政府の見解を示されたか。

三 現在、日本は世界の経済大国として、一挙手一投足にも世界の注目を集めているが、超電導に伴う不要電磁波対策の研究結果や対策そのものを世界の必要分野に公開し、また技術供与を行うことは、大国の責任としても意義あることと思われるが、政府の見解を伺いたい。

昭和六十二年九月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する再質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出不要電磁波の障害対策に関する再質問に対する答弁書

政府関係機関においては、新規に出現する技術に伴う不要電磁波対策について所要の研究を行うこととしており、現在、不要電磁波による障害防止のため、電磁波遮蔽材料、電磁波計測技術等の研究を進めているところである。

二 不要電磁波による障害防止のための研究については、従来より、所要の予算等の確保に配慮しているところであるが、今後とも、研究の状況に応じ、適切な措置を講じてまいりたい。

三 超電導の利用に伴い新たな不要電磁波による障害が起こる可能性は低いと考えているが、今後とも、政府の行う不要電磁波の障害防止に係る試験研究の成果については、国内国外を問わず、研究論文や特許出願等を通じて公開するとともに、広く技術供与を行つてまいりたい。

死に対する患者の人權と医師の治療義務に関する質問主意書

昭和六十二年九月二日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

疾病の末期等で患者が脳死状態に陥つたとき、医師は患者及び親族の意思に逆らつて、それ以上の治療処置を講ずるべきではないと考えるし、また回復見込みがなく死が確実に予見される患者については、場合によつては安楽死や尊厳死を認めべきではないかという観点に基づき、以下具体的に質問する。

一 患者が事前に遺言その他の明確な方法で脳死状態以後の医療拒否を意思表示していた場合、医師側はレスピレーター使用などの延命措置を施さず、自然の成り行きに任ずることが許されるか。なお、患者本人が望んでいる場合の病名告知についてどう考えるか。

二 憲法上の基本的人権として、患者は医療を拒否する権利があると解釈してよいか。(例えば、「エホバの証人」など信仰上の立場から輸血を拒否するなど)

三 医師はどういう場合に患者の意思に反して医療を施すことができるか。

四 麻酔など医療中を除いて、脳死状態に至る前に患者の脳波がフラットになつた状態から正常に戻る可能性があるのはどういふ場合か。政府が承知している例があれば示されたい。

五 臓器提供のため患者が健常時遺言等で、脳死の場合死亡と認定してもらいたい旨を希望した場合、その希望のとおり認定され得ると考えるか。

六 疾病が悪化し回復の見込みがなく、患者ないし親族から身体を著しく傷つける治療(気管、食道、腹部などを切開し、強制的に呼吸、栄養補給、大小便の排出などを行う)を拒否する旨(尊厳死)の意思表示があつた場合、医師は患者ないし親族の意思を尊重することができると考えるか。

七 末期のガン患者等で肉体的苦痛が激しく、かつ医師にも死期が予測できる状態のとき、患者の苦痛をやわらげ、安らかに死に向かわしめるため、モルヒネ等の鎮痛剤を無制限に使用したり、麻酔を施す等の方策採用についての政府の見解はどうか。また、患者の希望に応じて生命維持管理装置を外した場合、外した者が刑事上の責任を問われぬようにすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

昭和六十二年九月十八日 参議院會議録第十二号 質問主意書及び答弁書

昭和六十二年九月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出死に対する患者の
人権と医師の治療義務に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出死に対する患
者の人権と医師の治療義務に関する質問に
対する答弁書

一、三、六及び七の前提について

御指摘の点は、それぞれの患者の状況等に
応じ、生命の尊厳を前提とし、社会的合意の得ら
れる範囲内において、医学的判断に基づき、
個々の医師と患者の関係において対応されるべ
き問題であり、政府として一定の見解を示すこ
とは困難である。

二について

政府としては、現時点において御指摘のよう
な憲法解釈が一般的に認められているとは考え
ていない。

四について

脳波がほとんど平たんになつた後はほぼ正常の
脳波にまで回復する事例は、薬物中毒に起因す
る脳機能障害の場合等にまれに生じることがあ
るときいている。

五について

個々の死の認定は、医師が社会的合意の得ら
れた医学的判断基準に基づいて行うべきもので
あると考える。

七の後段について

御指摘の点は、基本的には医療行為の在り方

と関係する問題であるが、道徳、宗教等にもか
かわるものであるので、生命の尊厳を前提と
し、国民各般の意見や関係各方面の議論の動向
をも見守りつつ、慎重に検討すべきものと考え
ている。

〔参照〕

九月八日は、会議を開くに至らなかったが、参
照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第十二号

昭和六十二年九月八日(火曜日)

午前十時 本会議

第一 会期延長の件

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒105
東京都港区虎ノ門一丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 官報課(五七五)印刷局(五七六)
定価 一〇〇円部